

事元期高麗における在来王朝体制の保全問題

森 平 雅 彦

1. はじめに
2. 「世祖旧制」論の検討
3. 在来体制保全の形式的枠組み
4. “不改土風”の内実
5. おわりに

1. はじめに

朝鮮半島の高麗王朝（918～1392）は、13世紀後半から14世紀半ばにかけて、大元（Dai-ön yeke mongyol ulus——以下は元と略称）の藩属国となった。この事元期¹における両国の国家関係については、元のモンゴル牧民国家的な、あるいは、少なくともそれ以前の中国王朝——本稿では“中国を支配した王朝”の謂として使用する——にはみられない、特徴的な制度・慣例の運用が注目される。

例えば、歴代高麗王がモンゴル皇族の公主を娶って帝室の駙馬（güregen）となり、帝国の最高支配層である王侯貴族集団の一員となったこと²。歴代高麗王がその子弟を質子（禿魯花 turyay）としてモンゴル皇帝の宿衛（怯薛 kešig）に入侍させたこと³。高麗の地に元の最高地方機関のひとつとして征東行省が設置され、高麗王がその長官を兼ねたこと⁴。元の要求のもとで高麗に駅伝（站赤 jamči）が設定されたこと⁵。元朝皇帝の宗教（仏教）的權威が高麗の支配層や仏教界にも及ぼされたこと⁶。元の支配層の求めに応じて高麗から童女や宦官が送遣されたこと⁷、などがあげられよう。これらは主として、高麗と元の一体化した側面、換言すると高麗が元の国家体制に統合された側面を表す要素である。

一方で、これに対し、上記とは異なる側面として、両国の関係が「従来の中国の伝統的な華夷観の範疇から大きく逸脱するものではなかった」⁸という点を強調する立場がある。両国関係の基軸として高麗が独自の王朝体制を維持したことを重視し、これを高麗が中国王朝に対して伝統的に行ってきた事大外交——形式的な君臣関係は結ぶが実際上の独立は失わない——の延長線上に捉える視点である。

確かに、14世紀前半の段階で、高麗・元両国において「天下に君臣有り民社有るは惟三韓（高麗）のみ」⁹という認識が共有されていたこと。またイランの地のフレグ・ウルスに

において、征東行省のことが「独立した一王国である高麗 Kōuli と高句麗 Kōkūli 州^{マリック}の^{コウリ}省^{コウクリ}」^{ヴェラヤト}と記述されたことから、高麗が元とは一定に区別される独自の王国として存続したことが、同時代的にも注意されていたことは間違いない。

しかし、この在来王朝体制の保全という問題を、伝統的な華夷秩序・事大関係の枠組みのなかに単純に押し込めて理解し、これを中心にすえて両国関係の全体的枠組みを説明するには、いささか無理があるとおもわれる。前記のごとく、両国のあいだでは、それまでの中国王朝にはみられない、モンゴル政権に特徴的な制度・慣例が適用されていたし、元は高麗の統治に関して直接的な干渉をくりかえし行った。こうした事実は、如上の発想のもとでは例外・異質性・二重性などと片づけられるばかりで、両国関係をそれ自体のあり方に即して総合的かつ整合的に説明できなくなる。例外の比重が大きいとすれば、そもそもこれを中国的な華夷秩序の範疇で説明することの有効性を問い直すべきだろう。高麗独自の王朝体制がいかなる枠組みのもとで保全されたのか、内実を見極める必要がある。

本稿ではまず、この問題に関する唯一の本格的な研究にして、大韓民国の学界では高麗一元関係史の通説となっている李益柱 [1996b]¹¹ の「世祖旧制」論をとりあげ、その内容を吟味する。そのうえで、高麗在来の王朝体制を保障する意思決定の形式を再検討するとともに、そのもとでの王朝存立の様相を王位と所領をめぐる状況から見直してゆく。そして最後に、官制・礼制・刑獄など個別の項目ごとに旧習保全の様相を概観する。

2. 「世祖旧制」論の検討

2-1. 「世祖旧制」論の内容

李益柱によって提示された、「世祖旧制」論にもとづく高麗一元関係の構図とは、おおむね次のようなものである。

- ①1231年より本格的に開始された侵略戦争に際して、モンゴルは高麗に対し、貢物と「六事」の要求を基本とする外交関係を求めてきた。「六事」とは、征服地に対して要求される一般的事項で、「納質」（人質の提出）、「助軍」（軍事協力）、「輸糧」（糧食の供出）、「設駅」（駅伝の設置）、「供戸数籍」（戸籍の提出）、「置達魯花赤」（*daruyachi* = 監督官）の設置といった内容からなる。しかし高麗政府が海島（江華島）にたてこもり抵抗をつづける過程で、講和条件となる要求内容は、貢納と国王の親朝、納質、出陸還都などに变化する。さらに国王親朝の要求は、王太子の親朝に変わった。
- ②1259～60年、高麗と世祖クビライ政権（元）のあいだに和議が成立すると、元は両国の関係を安定させるべく穏健な姿勢を示し、漢法にもとづく伝統的な事大外交の形式が再現された。すなわち元は当初派遣したダルガチと高麗に展開していた軍を撤収させ、自らモンゴルに投じた高麗人の返還を約束するとともに、高麗に対し「不改土風」（旧習の不変更）の原則を提示した。また開京還都に関しても猶予をあたえた。貢物をめぐる摩擦が残り、「六事」の要求もひとまず留保されただけだったが、国王元宗の親朝は1264

年に実現された。

- ③しかし1268年になると、元の政権が安定して対外的な積極姿勢が強まるとともに、高麗に対する態度は硬化した。すなわち出陸還都と「六事」の要求が再燃し、1269年の権臣林衍による国王元宗廃立事件の結果、元の軍隊とダルガチが高麗に進駐するにいたった。講和当初の合意は否定され、王朝体制は維持しつつも、「六事」の義務にしたがい、ダルガチの内政干渉をうけ、種々の物的・人的な負担をおうことになった。
- ④1274年に忠烈王が即位すると、王がクビライの公主を娶って帝室の駙馬となったこと、また日本や南宋の経略において高麗の協力が必要であることから、高麗の地位は相対的に向上した。元に対する要求が受け入れられるようになり、貢納は元の一方的な収奪から、高麗が定期的に納付する形式に変化し、さしたる負担ではなくなった。
- ⑤1277～78年の金方慶誣告事件に際し、忠烈王は元との直接交渉により、自国の重臣にかけられた謀反嫌疑をはらし、逆に「附元輩」を牽制し、高麗から元軍とダルガチを撤収させることに成功した。その後、「六事」は高麗支配策としての意味を喪失した。すなわち「供戸数籍」は免除され、「助軍」と「輸糧」は強化されたものの、一方的な要求から高麗の自発性を名分とするものになり変わり、「納質」と「設駅」は負担感が減退していった。かくして、元の官吏・軍隊が常駐せず、不改土風の原則により高麗独自の王朝体制を維持し、元に対して事大の形式を行うことが両国関係の基本となる。これがのちに「世祖皇帝の時代に成立した体制」として、「世祖旧制」と呼ばれることになった。
- ⑥一方、元は高麗統制策として冊封権を実質化し、その国制を諸侯国に降等させた。しかし高麗のごとく事大関係をとりむすぶ外国は他に例がなかった。そこで一般的な対外関係と高麗の地位を整合化するため、1287年、高麗に元の最高地方機関のひとつとして征東行省を設置し、高麗王に長官を兼ねさせた。以後、両国間の行政的關係は行省の例によることとなった。

以上を要するに、元宗代の後半から再強化され貫徹されたという「六事」の要求を、当初における元の基本的な高麗統制策と位置づけ、これが1278年前後の画期をへて、のちに「世祖旧制」と称される体制に転換していったとの理解である。そして「世祖旧制」とは、王位が元にコントロールされるものの、不改土風の原則にもとづいて高麗独自の王朝体制を保全しつつ元と事大関係の形式を行う体制であるという。

このような李益柱の議論は、高麗一元関係の変遷をその始点より丹念に追跡し、両国の関係の基本構造を解明したのものとして、多くの関連研究に引用され、通説の地位を獲得している。確かに、従来の研究が個別の制度分析に止まっていたことに比べ、各方面に目配りをした体系的な理解である。かかる問題意識と分析姿勢は、今後とも継承されなくてはならない。ただし李の見解に関しても問題がないというわけにはいかない。

2-2. 「六事」について

まず李益柱が「世祖旧制」成立以前の高麗一元関係の基本的枠組みと位置づける「六事」について検討しよう。この概念は韓国では高柄翊 [1970a: 178-183; 1974: 390-401] により提示された見方である。一方、日本においては、これとは別に乙坂智子 [1997] がモンゴルの対外政策の枠組みとして「六事」に注目し、松田孝一 [1996: 154] も服属勢力に対するモンゴルの要求を6項目と捉えている。高柄翊や李益柱の議論をふまえ、筆者 [1998a: 8, 12] もまた「六事」をモンゴルの服属国統制策を指す術語として記述したことがある。

「六事」ということは自体は、至元4年(1267)に元から安南(陳朝ヴェトナム)に対して行われた要求について、次のごとくみえるものである。

(上略) 未幾、復下詔諭以六事。一君長親朝、二子弟入質、三編民数、四出軍役、五輸納稅賦、六仍置達魯花赤統治之。(『元史』卷209・安南伝・至元4年9月)

またこれとほぼ同様な6項目の要求が、同時期の高麗に対するクビライの詔のなかにも

蒙古遣北京路摠管兼大定府尹于也孫脱・礼部郎中孟甲等来、詔曰、(中略) 惟我太祖成吉思皇帝制度、凡内属之国、納質、助軍、輸糧、設駅、供戸数籍、置達魯花赤、已嘗明諭之矣。(下略)(『高麗史』卷26・元宗世家・9年(1268)3月壬申)

とみえている。これらの史料から、モンゴル帝国は服属国に対して6項目の要求を示すのが通例であり、その総体を指す術語が「六事」であると理解されてきたのである。

しかし両記事をみれば明らかなように、高麗に対する要求内容と、安南に対する要求内容のあいだには、歴然たる違いがある。すなわち、人質の提出(納質/子弟入質)、戸籍の提出(供戸数籍/編民数)、物資の供出(輸糧/輸納稅賦)、軍事協力(助軍/出軍役)、ダルガチの設置(置達魯花赤)は共通しているが、安南については君主の出頭(君長親朝)、高麗については駅伝の設置(設駅)が別に含まれ、他方にはみえないのである。しかし君主の「親朝」が高麗に対しても要求されたことは、交戦期(高麗高宗代)における両国の交渉内容をみれば明らかである¹²。1268年の要求にこれが含まれないのは、すでにその4年前、1264年に国王元宗が入朝を果たしたからである¹³。駅伝敷設の要求がのちには安南に対してなされたことも、『元史』卷8・世祖本紀・至元12年(1275)正月壬辰に

安南国使者還。敕以旧制籍戸・設達魯花赤・簽軍・立站・輸租及歲貢等事諭之。

と確認される。ダルガチ設置、軍事協力、物資供出、戸籍提出等の事項とともに「立站」が要求されており、それらは確かに以前からの定例(旧制)にもとづいていたのである。

つまり T. Allsen [1983: 261 ; 1987: 114] や松井太 [2002: 87-88] が史料に即して列挙するように、モンゴルが征服先の政権に対して定例的に要求する事項は、少なくとも君長の出頭、質子の提出、ダルガチの設置、戸籍の提出、軍事協力、物資の供出、駅伝の敷設という7項目にわたるのである。物資の供出については、例えば上記のごとく単に糧食とするケースがある一方で、1275年正月の安南に対する要求では「輸租（租税）及歳貢（年例の貢物）」と区分されるように、対象と状況に応じて様々な形態・内容をとったとみられ、場合によってはそれらが別個の要求項目としていくつかに分別された可能性もある。

先行研究でも、高麗と安南のあいだで元の要求内容が異なることは認識されていたが、にもかかわらず、「六事」が要求全体を総称する術語として用いられてきた。しかしこれは、ある時点において安南と高麗に対する要求項目数がたまたま一致したことに幻惑された誤解であり、6という数に制度としての意味はない¹⁴。また少なくとも7件に及ぶ要求項目も、あくまで基本原則であり、実際にそのどれをどのタイミングで要求するかは、モンゴル側がケース・バイ・ケースに判断し、柔軟に運用していたのである¹⁵。ところが先行研究では、実際の要求項目数とのずれを整合化しようとして、例えば乙坂智子は君主の親朝と質子の提出を一括して捉え、筆者は旧稿において糧食と軍隊の提供をあわせて軍事協力とみなした。しかしこれらが別個の要求項目であることは上掲の関係史料に照らして明白であり、筆者としてはここに旧稿の誤りを訂正しておきたい。

なお前掲した『高麗史』世家所収のクビライ詔では、こうした要求を「太祖成吉思皇帝制度」（チンギス・カンの制度）と述べているが、駅伝や戸籍の整備は第2代皇帝オゴデイの治世になって実施されたことから、上記のような要求体系がチンギスの時代から完備されていたとはいえない¹⁶。しかしクビライがこうした要求について、「凡そ遠邇の諸もろの新附の国は、我が祖宗、已定の規有り」と述べたように¹⁷、少なくとも元初には、モンゴル帝国初期にさかのぼる定例として定着していたのであろう。

さて李益柱は、以上のようなモンゴルの服属国に対する定例要求について、1278年以降高麗統制策としての重みを喪失してゆくとみているが、適切な見方といえるであろうか。

まず、李自身は高麗をめぐる「六事」に含めていないが、君長の出頭から検討してみよう。これは帰服に際して恭順の意を確認する一時的な通過儀礼にもみえるが、一度果たされればその後は関知せずというのでは、支配—被支配関係の構築手段として形式的にすぎぬ気もする。他の要求がいずれも継続的な支配に関わる内容であることからすると、モンゴル側の必要に応じて随時出頭に応じるような関係を求めているのかもしれない。少なくとも高麗に関しては、前述のごとく元宗が1264年に初の親朝を果たしたが、その後も同王・忠烈王・忠肅王などが元の求めに応じてしばしば入朝している¹⁸。

質子（トゥルガク）の提出については、すでに拙稿 [2001] で詳論したように、元宗から忠恵王にいたる歴代国王がこれを継続していた。李益柱 [1996b: 30] は、忠烈王代初期以降、人質としての意味合いが薄まり、元に宿衛するだけの形式になったとして、制度が

形骸化したとみているが、これはトゥルガク制度に対する誤解である。

モンゴルのトゥルガクとは、服属の担保として抑留される単なる人質とは異なる。徴集されたトゥルガクは、皇帝の親衛であるケシク（宿衛）に編入され、皇帝に奉仕するが、ケシクは服属国の子弟のみならず、むしろモンゴル支配層の子弟を中核として構成される。かれらは皇帝の身辺警護に加え、その生活や政務に関わる種々の用務（怯薛執事）に従事する。こうした活動を通じ、ケシクはモンゴル帝国支配層の一員として皇帝直々の薫陶を受け、やがては国家の一翼を担ってゆくことが期待されるのである。それゆえ元代、ケシクは立身の捷徑とみなされ、またその地位は皇帝の恩寵あつい荣誉ある特権と位置づけられた。一方、皇帝側からみれば、それは外部勢力を体制内に速やかに吸収・統合していくための便法であり、そこにモンゴル帝国の爆発的な勢力拡張の一因があるともいえる。

要するに、トゥルガクがケシクに入ることは、制度の本質的な部分にあたる。高麗は忠烈王代以降、上記のようなトゥルガク・ケシクの特性を、モンゴル傘下における自国の地位向上のため大いに活用していたとみられる。したがって、高麗からのトゥルガク派遣とそのケシク参入が定例化されたことは、所期の目的にそった制度の運用、一面ではモンゴルの体制に対する高麗の適応であって、制度の形骸化を意味するものではない。

次にダルガチについては、帰服直後の1260年に一時的に置かれたのち、元宗廃立事件を契機として1270年に再設され、1278年まで駐在したことがわかっている¹⁹。この点は李益柱 [1996b: 26-28] が叙述するとおり1278年に明瞭な画期がある。以後、高麗国内にダルガチの名目で元の国政監督官がおかれることはなかった。

戸籍の提出については、1269年に実施された「計点民戸」が関連するとの見解があり²⁰、李益柱 [1996b: 28] も同意見である。しかし関係史料では、この施策について元の要求への対応とはいわず、対モンゴル戦争による社会疲弊に応じた財政再建策（更定貢賦）と位置づけるのみである²¹。そもそも戸籍提出要求で肝心な点は、単に戸口調査を行うだけではなく、そのデータを元に報告することにある。いうまでもなくその目的は、征服地に対する徴税・徴用の基礎データとして利用する点にある。しかるに1269年の「計点民戸」の結果が元に報告された形跡はないのであるから（この点は先行研究も認める）、これをあえて戸籍提出要求に結びつける必要性は、必ずしもないのではないだろうか。

1278年には忠烈王が世祖に「上国の法に依り点戸せんことを請」い、これに対して世祖は「点戸の若きは汝自ら之を為すべし」と回答した²²。忠烈王の奏請理由は、この直前、元から「安集百姓」策の検討を求められ、権勢家の処干（佃戸）撤廃を議論した際、元の高麗人官僚康守衡から、「必ず点戸を以て奏」するようにとの意見が示されたことが²³、おそらく関係しよう。元側の懸念は、これにさきだち高麗駐留の東征元帥忻都が、「高麗の宰相、多く民戸を占匿し、賦役を免避せしむ」と訴えたこと²⁴に起因するようである。

「上国の法に依り」という文言については、“元の編戸方式を採用して”の謂とも考えられそうだが、単に戸籍の形式変更をいうだけでは「安集百姓」策の回答として意味をなさ

ない。おそらく高麗としては、“元の定例にしたがい” 戸口情報を開示することで、懸念をうけた国内の「安集百姓」状況について元の監督ないし確認をうける意向だったのであろう。しかしその具体的内容については、“元朝政府の手で高麗の戸口調査を行う”と、“高麗側から戸籍情報を提出する”という二通りの解釈が可能である。

これに対し世祖は“王が自ら行え”と回答したわけだが、その意味を的確に理解するには、このときあわせて忠烈王が、高麗に適任のダルガチを配置することと、倭寇防衛のための元軍駐留を奏請し、世祖がそれぞれ「汝自ら好く之を為めよ」、「汝自ら汝の国人を用いて鎮戍」せよと回答したことが注意される²⁵。いずれも高麗の内政は元の関与を求めずに高麗王が自身の責任で処理せよとの趣旨である。「点戸」に対する回答も同様に考えてよければ、戸口調査の要請に対する回答だった場合、“高麗王自身が調査せよ”との意味になり、そのデータは元に報告された可能性が出てくる。一方、戸籍提出の申し出に対する回答だった場合、“高麗の戸口情報を元側で把握する必要はなく、高麗王が管理しておればよい”との意味になり、李益柱 [1996b: 28] の理解どおり戸籍提出が免除されたことになる。

そこで注目されるのは大徳4年(1300)における元の闕里吉思の言動である。1299年に征東行省平章政事となった闕里吉思は高麗の国制改革を試みたが、その際かれは高麗の戸籍を入手しようとして失敗した。すなわちかれは、元朝政府に対して「僉議司(高麗の最高官府)の官、民戸の版籍、州県の疆界を供報するを肯んぜず」と不満を訴えている²⁶。しかし高麗では1269年の「計点民戸」が14世紀初めまで徴税の基礎情報とされていたので²⁷、1269年やその後の戸口情報が元に知られておれば、闕里吉思はこれを高麗の統治に利用できたはずである。しかしこのときかれが高麗政府のもつ戸籍情報を必要とし、これが拒否されて支障が生じるということは、元への戸籍提出がそれまで一切行われなかったことを意味しよう。ここから、1269年の戸口調査の結果は元に報告されず、また1278年には高麗の戸籍提出の申し出に対し、世祖がこれを免除したことが推定されるのである。

このように元が戸籍にもとづいて高麗の民戸を把握することはなかったとみられるし、すでに知られているように組織的な徴税が行われることもなかった。このことは高麗一元関係の重要な特徴である。1278年という年は世祖が戸籍提出の免除を明言した点で意義深い。免除されてきたという状況はもとより一貫していたのである。なお李益柱 [1996b: 28] は、戸籍の提出によって高麗の徴税権が奪われるかのように述べているが、それは王朝の喪失を意味しよう。しかしモンゴルに従属した他の王朝もそうであるように、徴税の実施とともに既存の政権がただちに否定されるわけではない²⁸。元が高麗で徴税を行った場合でも、住民からみれば高麗政府と二重の搾取が行われる状況になったはずである。

軍事協力については、李益柱 [1996b: 29-30] の指摘どおり、日本侵略への協力に加え、その後もナヤン・カダンの乱、紅巾の乱といった元の内乱にも出兵ないしその準備にあたるがあった。また日本が元の敵性勢力として存在するなか、高麗が征東行省の運営を

通じて帝国東方辺境の防衛を担う体制が成立したことも²⁹、軍事貢献の一齣といえる。ただし李は、軍事協力が当初元側からの一方的な要求であったのに対し、忠烈王が駙馬となつてからは帝室姻戚としての自発性を前提とする形式に変化したとする。しかしモンゴルの立場では、皇帝配下の諸勢力は当然自ら進んで軍事貢献の責務を果たすべきであり、当初の高麗のごとくこれに消極的であることは譴責の対象となるのだから、高麗が見かけの自発性のもとで軍事協力にあたるのが制度の変質といえるかは疑問である。

すべからく協力的であるべきことは、各種物資の進献・供出も同様である。このうち高麗が軍糧や賑恤米の供出に応じたことは、李益柱 [1996b: 29] の指摘どおりである。一方、貢納に関して、李 [1996b: 25] は忠烈王代の初期に免除されたケースや高麗側から自主的に納めるようになったケースをあげ、その軽減を指摘しているが、これはあくまで一部の事例である。元側から必要物資を随時に要求し、あるいは使臣を派遣して直接捜索にあたる行為は、李 [1996a: 270-274] 自身も整理しているように事元期を通じて確認される。そして各ケースにおける負担の軽重も、時期がくだるにつれ、関係史料が貢納の事実のみ記して高麗側の受け止め方についてあまり触れなくなる部分があるため、慎重な評価を要する。例えば忠烈王代後半以降の貢女要求について、『高麗史』世家に頻出する関係記事はその負担感について多くを語らない。しかしそれが当事者やその家庭に深刻な苦痛をあたえていたことは、1335年に起草された貢女廃止の建議書の内容から十分に窺われる³⁰。

ところで、1309年に元から頒降された「高麗国王封曾祖父母父母制」には、高麗王が元帝室と姻戚関係を結んだことにより「其の方物を時貢するを罷」めたことが記されている³¹。この「時貢」とは、『元史』世祖本紀・至元8年(1271)～18年(1281)の各年正月の記事に、高麗の賀正使が「歳幣」または「歳貢」をもたらしたとあるものに相当すると考えられる。これは新年の慶賀そのものとは別途に、「兼」ねて献じられる年例の貢物だったようだが、1282年以降は記録がなくなる。一方、1295年に賀聖節使金之淑が元廷で庭実(献上品の陳列)を行ったことや³²、1326・1328・1332年の高麗の賀正使の入朝記録にそれぞれ「奉方物」「献方物」「貢方物」とあることから窺われるように³³、各種の慶賀を名目とする進献はひきつづき行われていた。歳幣という形式の貢納はおそらく1281年を最後に免除されたが、その他の様々な名目の進献・供出は、定期的または随時に行われたのである。

最後に站赤の敷設についてだが、李益柱 [1996b: 30-31] が述べる高麗の負担感の軽減という問題は、そもそも制度の趣旨とは関係がない。元宗代に開設され忠烈王代までに整備された高麗国内の站赤³⁴が維持されている限り、元側の要求はみたされているのである。

以上のように、服属国への元の定例要求に関する李益柱の所説には、多くの疑問を提起することができる。この問題に関して李が強調する1278年前後の変化は、ダルガチの廃止について確認されるが、戸籍提出とそれにもとづく徴税は終始実施されず、その他の要求は物資供出について一部内容的な変化があったものの、基本的に貫徹されていたといえる。各種の要求を一括りのセットとみれば、その一角が崩れただけでも体制の変質といえるか

もしれないが、これらは状況に応じて個別に運用されてゆく性格のものである。戸籍提出の免除が世祖によって明言されたことは、これが将来にわたって保障されるために重要な意義をもつが（後述）、ダルガチの置廃を除き、各種要求の施行状況そのものに根本的な変化が生じたとはいいがたいのである。

2-3. 「世祖旧制」について

服属国に対するモンゴルの定例要求に関する李益柱の理解に問題がある以上、当然これを前提とした「世祖旧制」の議論にも影響が及ぶが、そもそも「世祖旧制」という史料にもとづく用語をきわめて限定的な内容に捉える李の所説には疑問がある。

『経世大典』『元典章』その他の元の法制史料をみれば明らかなように、「旧制」という用語は決して特殊な術語ではなく、個々の政治事案に関する過去の規定や判例をさす一般的な用語である。そこには「世祖旧制」やこれに相当する文言もしばしば現れるが、例えば『憲臺通紀統集』後至元6年（1340）8月1日（『永楽大典』巻2609）には、

（上略）一、欽惟、世祖皇帝、臨御以來、勵精求治、事有不便於国害及於民者、許諸人上書言事、可採者、量加旌賞、言不可採者、並無罪責、載諸簡冊、其於激引言路。可謂極矣。今後監察御史・廉訪司官、並依世祖皇帝旧制、極言所見、毋曠厥職。（下略）

という聖旨の一節がある。すなわち“世祖の治世には、国家や民のための建言であれば、それが採用に値しない内容であっても、論者を罪責しなかった。そこで今後は、かかる「世祖皇帝の旧制」に則って、監察担当官はきちんと所見を開陳せよ”という内容である。

また『経世大典』站赤（『永楽大典』巻19421）の一節には

〔延祐7年（1320）4月〕二十九日、参議速速奏、昨奉旨令写進通政院・兵部所管站赤緣由沿革来上、今謹進呈。上覽畢曰、世祖皇帝時、達達・漢人站、係通政院管領。今可依旧制、悉歸之通政院。

とある。すなわち、通政院と兵部が管轄する站赤の沿革を上奏したところ、皇帝（仁宗）は、世祖のときに達達と漢人の站は通政院によって管理されていたので、かかる世祖の「旧制」にしたがって、すべての站を通政院の管下に置くよう指示したというものである。

李益柱が論考 [1996b: 3] 中で「世祖旧制」の事例としてあげた史料にも、高麗の在来体制を維持しつつ伝統的な事大関係の形式を基調とする高麗一元関係の枠組みという氏の論旨とはずれるものがある。まず『高麗史』巻32・忠烈王世家・28年是歲（李は同年12月条として言及）の場合には次のようにある。

是歳、遼陽省奏帝、請併征東・遼陽為一省、移司東京。王上表云、(中略)又上中書省書曰、照得、小邦最係遼遠重地、隣近未附日本国、自於至元十八年大軍過海征進之後、至元二十年、欽奉世祖皇帝聖旨、委付当職行征東省事、威鎮辺面、管領見設慶尚道合浦等処并全羅道兩処鎮辺万戸府、摘撥本国軍官・軍人、見於合浦・加徳・東萊・蔚州・竹林・巨濟・角山・内礼梁等所把隘口去処及耽羅等処、分俵置立烽燧、暗藏船兵、日夜看望、巡綽專一、隄備日本国賊軍勾当、到今不曾有失節次。曾獲日本賊人、移咨省院聞奏了。当今知得、遼陽行省官員、欲要將遼陽行省并本国征東行省革罷、却要遼陽府在城合併、改立行省、移咨都省、定奪去訖。為此參詳、本国合浦等処辺面、相去遼陽府、地理極遠。耽羅又比合浦等処、至甚窩遠。倘有辺面啓稟緊急公事、往廻遲滯、切恐失悞、深繫利害。今來若不啓稟、慮恐都省未知便否、倘若依准遼陽行省所擬、合併本省、寔為未便。更兼照得、本省即係元奉世祖皇帝聖旨立到。若蒙准咨、止令当職依旧行征東省事、專委威鎮東方極辺未附日本国辺面勾当、似望不致失悞辺關事務。拋此合行咨稟。伏望、都省照詳定奪、聞奏施行。

元の遼陽行省が征東行省の併合を画策した際、その不当性を主張した忠烈王の上書だが、李はここにみえる2ヶ所(下線部)の「世祖皇帝聖旨」、もしくはとくに後者を自身のいう「世祖旧制」にあたとみているらしい。しかし前者は明らかに至元20年(1283)に忠烈王を征東行省の職務(行征東省事)に任じた個別具体的な聖旨(おおせ)を指す。また同じような文章構造となる後者のくだりを素直に読めば、征東行省(本省)の設立(立到)を命じた世祖の聖旨とみるのが自然だろう。これが李のいう「世祖旧制」を指すとすれば、征東行省の設立根拠としては間接的で論理が飛躍するし、少なくとも、単に聖旨というだけでは元側に具体的な含意が伝わるまい。

次に『高麗史』巻39・恭愍王世家・5年(1356)10月戊午の場合、元に対する恭愍王の奏請が収められ、そこに次のような一節がある。

(上略)世皇、東征日本時、所置万戸、中軍・右軍・左軍耳。其後増置巡軍・合浦・全羅・耽羅・西京等万戸府、並無所領軍、徒佩金符、以夸宣命、召誘平民、妄称戸計、勒令州県不敢差発、深為未便。如蒙欽依世祖皇帝旧制、除三万戸鎮守日本外、其余増置五万戸府及都鎮撫司、乞皆革罷。(下略)

すなわち、元制により設立された万戸府のうち中軍・右軍・左軍の3万戸のみを残し、巡軍・合浦・全羅・耽羅・西京等の万戸、及び征東行省の軍政担当部門である都鎮撫司を廃止する許可を求めたものである。ここで論拠とされる「世祖皇帝旧制」(下線部)も李の所説のごとく解したところで文脈とはかみあわない。ここでは記事中にも明記される高麗での万戸府配備に関する先例、すなわち当初は世祖が日本遠征の際に中軍・右軍・左軍

の3万戸のみを置いたという措置を指すのである。

律令のごとき体系的な成文法をもたなかった元では、政策判断の基準として先例を重視する判例主義がとられた。そこでは、時時の皇帝が聖旨（ジャルリグ *jarliq*）として下した裁定が決定的な法源となり、皇帝に限らずとも歴朝の様々なレベルにおける規定・判例を参照しながら政策が審議・立案されていく³⁵。「世祖旧制」とは、そうした個々の政策判断の過程で参照された世祖代の規定・判例をひろく指す用語なのである。

上掲史料にもみられるように、高麗と元のあいだの懸案事項も判例の積み重ねにもとづいて交渉・検討がなされているが、もう少し事例をあげておこう。

『高麗史』巻33・忠宣王世家・忠烈王34年11月辛未に収める忠宣王の教書の一節には、

（上略）一、先於至元十二年欽蒙世祖皇帝遣阿秃因来伝聖旨、又於至元二十八年予与鄭可臣・柳清臣等詣紫檀殿裏親奉世祖皇帝聖旨云、同姓不得通婚、天下之通理。况爾国識会文字、行夫子之道、不应要同姓。時有李守丘、伝説柳清臣、又伝訳鄭可臣。本国因循、未還遽革耳。自今若宗親娶同姓者、以違背聖旨論、宜娶累世宰相之女為室、宰相之男、可聽娶宗世之女。若家世卑微、不在此限。（下略）

という内容が記される。高麗王室で伝統的に行われてきた族内婚の習慣をいましめ、通婚相手を「累世宰相」の家門から選ぶように、つまり族外婚を指示したものである。ここでは至元12年（1275）の世祖の聖旨、ならびに至元28年（1291）の世祖の聖旨において高麗の同姓婚を問題視していることを引いて、かかる決定の根拠としている。

また李齊賢の『益齋乱藁』巻6に収める「在大都上中書都堂書」には次のようにある。

（上略）往者、歳在戊寅、有遼氏粵孛号金山王者、驅掠中原之民、東入島嶼、陸梁自肆。太祖聖武皇帝、遣哈真・扎刺兩元帥討之、会天大雪、餽餉不通。忠憲王、命趙冲・金就礪、供資糧助器仗、擒戮狂賊、疾如破竹。於是兩元帥、与趙冲等、誓為兄弟、万世無忘。又於己未年、世祖皇帝班師江南、忠敬王知天命之有歸、人心之攸服、跋涉六千餘里、迎拜于汴梁之地。（割註略）忠烈王、亦躬修朝覲、未嘗少懈。故得釐降公主、世為附馬、而不更旧俗、以保其宗社、繫世祖皇帝詔旨是賴、当其立天下各処行省、独於小邦不置。後因東征日本、雖有名額、不拘常選。大德中、教闍里吉思為耳目官、因其陳言、都省商量上奏、本国曾蒙世祖皇帝聖旨、休改旧本俗、但換官名、今全都改換、不宜也者。成宗皇帝可其奏、即令闍里吉思回来。仁宗皇帝、於鼠兒年四月、降聖旨、高麗田地立省的、不揀是誰、休題奏者。欽此。可見列聖存恤之深意。今聞、朝廷欲於小邦立行省比諸路、若其果然。其如世祖皇帝詔旨何、其如列聖存恤之意何。（下略）

すなわち、従来の征東行省を改編して高麗に新たな行省を立て、元の直轄下におこうと

いう元側の動きに対する高麗側の反論だが、「世祖皇帝詔旨」によって旧俗を改めずに宗社を保つことが許され、それゆえ征東行省の人事も元の常選によらないとされたこと。大徳年間に闕里吉思が高麗国制の改変を目論んだ際にも、世祖皇帝の聖旨にもとづいてその中止を求める高麗側の要請が成宗皇帝により承認されたこと。そして仁宗皇帝のネズミ年(1312)には高麗に他地域と同様な行省を設立することを提案してはならないという聖旨がくださったことなど、歴代皇帝の聖旨が根拠として列記されている。

このように高麗でも、ある政策の妥当性を主張ないし検討する際に参照される元朝某皇帝の聖旨とは、ある時点で当該事案に関連してくださった個別具体的な“おおせ”を指し、その意思決定やこれにもとづく措置がのちに当該皇帝の「旧制」と呼ばれたのである。これに対して李益柱は、史料中の「世祖旧制」や「世祖皇帝詔旨」等の用語を、忠烈王代初期に決定された高麗・元関係の枠組みを等しく指す術語として、限定的に捉えてしまったのである。もちろん李がとりあげた問題に関わる「世祖旧制」もある。しかし、上記のごとく様々な事案に関しても一般的に用いられる用語であるから、いかなる事案に関する、世祖のいつの規定・判例であるかを個別に確認しなくてはならないのである³⁶。

なお李益柱が自説の一環として指摘した元による高麗王位の冊封権の強化という見方も、1278年に状況の転機をおく所説には疑問があり、これについては後述する。また高麗のように事大形式を行う王朝が他にないため、征東行省において元の地方行政体系の一角に位置づけたという説明も疑問である。まず事実として高麗は征東行省が置かれてからも一個の王朝として元と通交している³⁷。行省の設置によりそのことがどうカモフラージュされるであろうか。そもそも高麗が伝統的な事大外交を行う例外的存在だからといって、そのことが問題視される必然性はない。冊封にもとづく宗属関係はあくまで中国王朝の対外通交形式のひとつであり、all or nothing の選択が迫られるものではないからである³⁸。高麗が元に事大する別個の王国であるという位置づけをなくせば、高麗と同様な体制保障を好餌として日本や安南に帰附をよびかけていた元の立場にも矛盾してしまう。

結局、李益柱が「世祖旧制」という用語で提起したのは、高麗在来の王朝体制を保全する枠組みの問題であった。しかし先例主義をとる元では、不変の制度が最初から固定されているわけではなく、状況が推移するなかで、いかなる先例をどのような形で参照・評価するかによって、判断が変わり得る流動性をともなっていた。そのような時時の判例が蓄積されてゆくプロセスこそが、高麗の在来王朝体制が保全される枠組みを、政策決定の形式的側面から理解するうえで、まず把握されなくてはならないのである。

3. 在来体制保全の形式的枠組み

3-1. 高麗王位とその統治権限

『高麗史』巻25・元宗世家・元年3月丁亥には、1259年にモンゴル宮廷に派遣された高麗太子僖(のちの元宗)が、憲宗モンケの急死をうけ、対南宋戦から帝位奪取のために北

上するクビライと汴梁の郊で対面した際、クビライがこれを大いに歓迎したとの逸話が伝えられている。しかし最近召喚書 [2007: 83-87] が指摘したように、高麗太子とクビライの出会いは単なる偶然か、少なくともその時点では、“僂が高麗の臣属相手にクビライを選んだ”というほどの重みはなかったのが真相とみられる。またクビライ側の“歓迎”も真実味が疑われ、同じ条文中にクビライが僂に対して十分な迎接を行わなかったことが記されるところから、“高麗世子の来帰は天意である”(今其世子自来帰我、此天意也)といった特別な意味が当初から付与されていたわけではないことが窺われる。こうした記事は、後代、おそらく高麗と元の関係が深化した13世紀末以降の言説にもとづく可能性が高いとおもう³⁹。

このような形で始まった高麗・元関係だが、趙良弼・廉希憲などの世祖のブレインが太子を積極的に懐柔して高麗の帰服を確保すべきことを進言した結果、太子を優待するとともに、折しも死去した高宗に代わる新国王に指名して帰国させることとなったのである⁴⁰。

ここでまず注意したいのは、モンゴル政権が征服先の王朝を存続させることは決して特殊な現象ではないということである。例えばグルジア王国⁴¹、ルーム＝セルジューク朝⁴²、キリキア＝アルメニア王国⁴³、ルーシ諸国⁴⁴などがあげられ、自ら進んでの帰服だったがウイグル王国⁴⁵も独自の王朝体制を維持した政権である。高麗もそうした王朝のひとつといえるが、高麗に関しては、関係構築に際して中国伝統の形式・作法が採用されたことが重要であろう。すなわち冊封⁴⁶、王印の授与⁴⁷、元号の制定と頒暦といった行為である。

このうち冊書による王の任命は、それ自体が高麗王位保障の判例となる。ただし王位が保障されても所領が安堵されなければ、王国としての実体は損なわれる⁴⁸。むろん王位の保障が統治権限の保障をも含意し得るであろうが、ときには元側がそのことを明言する場合もある。すなわち1260年に元宗が即位のため帰国する際には、「旧疆を完復」して「田疇」を「安」んじ「家室」を「保」つことを認め⁴⁹、翌年同王にくださった世祖の手詔には、「東方諸国を統治すること故の如し」とある⁵⁰。さらに忠烈王の即位に際してくださった詔には、「世子に命じて国王の勾当を承襲せしめ、凡そ所属に在りては並びに節制を聴す」とある⁵¹。忠宣王以降に関しては、即位時に元からくださった詔類の内容が不明なケースも多いが、忠穆王の場合、国政を「整治」し「有衆」(人民)の「生業」を保全せよとの詔がくださったように⁵²、同様な趣旨の言質をくりかえし得ていた可能性はある。

高麗に対するかような方針は元が日本を招諭する際にも明示されている。すなわち『異国出契』に収められた至元6年の日本国王充て元中書省の牒の一節には、

至于高麗、臣属以来、唯歲致朝聘、官受方物、而其国官府土民、安堵如故、(中略)其当詳体聖天子兼容并包混同無外之意、忻然效順、特命重臣、期以来春、奉表闕下、尽畏天事大之礼、保如高麗国例。

とある。高麗の「官府土民は安堵すること故の如」くしたといい、日本が帰服すれば「高麗国の例の如く」保全することを約束している。

元より以前であれば、中国王朝が高麗王を冊封するといっても形式上のことであった。高麗側が自ら選んだ王を中国側が追認するだけのことであり、中国側の意向が王位継承を左右する事態にはいたらない。しかし元の場合、李益柱が指摘するとおり王位承認権が実質的な効力を持ち、元側の意向に関わってくりかえし国王の廃立が行われたことが重要である。忠烈・忠宣・忠肅・忠恵の各王が重祚を経験し、また瑞興侯瑛や瀋王暉のごとく傍系の王族が元側勢力の支持を背景に高麗王位を窺ったことは周知のとおりである。しかしこうした状況の萌芽は、李益柱がいう1278年の「世祖旧制」成立に伴うことではなく、すでにそれ以前の段階で胚胎していたとみるべきであろう。

すなわち元の王位承認権の実質性は、ひとつには高麗の王位継承候補者の身柄を元側が確保することによって担保されている。具体的には、主にケシクやトゥルガクという形式のもと、王位継承権をもつ王子や前王（退位後の国王）が元廷に入侍することで⁵³、元の承認なくしては次期国王の襲位が実現しないという状況が生み出されている。かかる状況は、1271年に当時王世子だった忠烈王がトゥルガクとしてケシクに入った時点から生じており、また成り行き上ではあったが、元宗が即位する際もモンゴルに入朝中であった。

もちろん、元による王位継承への介入を受け入れるか否かは、最終的には高麗の為政者の選択にかかってくる。それゆえ新国王に指名されて帰国途上にあった元宗が西京（平壤）にしばし滞留した際、世祖は自らが指名した新王が高麗に受け入れられなかったものと疑った⁵⁴。しかし元の指名した国王を否定することは、その政治的・軍事的な脅威にさらされるリスクを負う。実際1269年の権臣林衍による元宗廃立は、元の権威に対する挑戦とみなされ、その軍事・外交圧力のもとに挫折し、高麗は一時存亡の危機にもたされた⁵⁵。

このように元の意向が高麗の王位継承に直接関与し得る環境とその先例は、すでに元宗代までに生み出されていたと考えられる。ただし不正常な国王交替が相継いだことは、単に高麗の為政者が元の干渉に抵抗できなかったことを意味するのではない。むしろ多くの場合、自ら政権交替をめざし、あるいは当該国王の交替を容認する高麗国内勢力のある種主体的な意志と動きが、並行ないし先行していたことに注意する必要がある。

襲位時等における王位と統治権限の安堵に加え、高麗の在来王朝体制の保全に重要な意味をもったのが、李益柱も注目する世祖の不改土風の詔である。この旧習保全の勅許は、高麗に対する世祖の特別な配慮として記憶され、様々な場面で言及されている。例えば元に対する貢女の廃止を訴えるなかでの「賜詔書奨諭曰、衣冠典礼、無墜祖風」という言及⁵⁶、恭愍王が国内の元朝外戚の肅清を正当化するなかでの「世祖許其不改旧俗」という言及⁵⁷、また、元朝政府で高麗を直接統治しようという立省策動（後述）に対する反対論での「其在本国、礼楽刑政、聴従本俗、不復以朝廷典章拘制」⁵⁸という言及などがそれである。そしてこの勅許は単に個別の制度習慣のみではなく、「世祖大加褒賞、即降聖訓、不

改^レ国^レ俗^レ、依^レ旧^レ管^レ領^レ』⁵⁹、「不^レ更^レ旧^レ俗^レ、以^レ保^レ其^レ宗^レ社^レ、繫^レ世^レ祖^レ皇^レ帝^レ詔^レ旨^レ是^レ頼^レ』⁶⁰などとあるように、ひろく高麗在来の王朝体制を保障するものとみなされていた。それゆえ上記の立省策動に対しては、“国俗を変更する行為”との批判がむけられたのである⁶¹。

かかる世祖の勅許については、従来、1260年に高麗が帰服した直後にくだされた詔にみえる「衣冠は本国の俗に従い、上下皆な更易せず」⁶²という文言が該当すると考えられてきた。しかし『益齋乱藁』巻6・同崔松坡贈元郎中書には、世祖が高麗に対し「屢^レし^レば詔旨を頒ち、旧俗を改むること母からしむ」とあるので、世祖から複数回にわたり同趣旨の勅許がくだされたことが窺われる。そこで事実関係を確認すると、まず1270年、高麗駐在のダルガチが奴婢法を改めようとした際、世祖は「本国の旧俗に従うように詔したという⁶³。また1274年の忠烈王の即位にあたり、世祖は、「卿既に爵を襲いて王と為る。往きて国に就けば、凡そ爾の祖宗の定制、或いは墜失すること母く、旧に依り之を行え」⁶⁴と勅したという。さらに1278年、忠烈王が元の服制を高麗本国で導入したことを報告したのに対し、世祖は「汝の国の礼、何ぞ遽かに廢せるか」と回答したという⁶⁵。

これらの聖旨には衣冠や奴婢の制に限って述べられたものが含まれ、その場合、必ずしも在来体制全般の維持をうたったものとはいえない。しかし後代の論者が解釈によって一般化することは可能である。とくに衣冠の制は王朝秩序に直結する事柄であり、高麗帰服直後における衣冠の旧俗保障などは、はじめから在来体制全般の保障を含意していた可能性もある。すなわち、その直後に安南に対してくだされた世祖の詔諭には

(上略) 諭本国官僚士庶、凡衣冠典礼風俗百事、一依本国旧例、不須更改。況高麗国比遣使来請、已經下詔、悉依此例。(下略)

とある⁶⁶。衣冠・典礼など風俗百事はみな本国の旧例によることを保障しているが、その際、高麗に対しても同様な詔をくだしたと述べている。しかしこの時点までに高麗に対する旧俗の全面保障を明言した史料は確認できないので、衣冠に関して言及された上記の旧俗保障を指して、このように述べているのではないかとおもうのである。

以上のように、高麗に対する世祖の在来体制保全の勅許は、1260年以外に少なくとも3件の判例を積み重ねていた。参照した判例を具体的に特定する言及がない限り、個々の議論において判例全体を意識しているのか、一部のみを念頭においているのかは判別しがたい。1件の判例のみを想定するならば、文言としては1260年よりむしろ1274年のものが包括的な内容である。また上記以外に判例があった可能性も排除できない。さらに世祖代よりのちの記録に発令者が世祖であることを示さずに不改土風の詔が言及される場合、世祖以外の皇帝による決定を念頭におくか、あるいはそれを含めている可能性もある。前掲した『益齋乱藁』巻6・在大都上中書都堂書の記事などは、複数の皇帝による不改土風の意思決定が具体的に列挙された好例である。元の法制の特質を考えた場合、不改土風の詔の

性格は、ひとまずこうした判例の集積として理解しておく必要があるだろう。

しかし、かくして保全された高麗の在来王朝体制も必ずしも安泰ではなかった。前述のごとく1269年の国王廃立事件に際しては高麗の廃絶も考慮された。またその後も立省策動が数次にわたり展開されている。これは高麗王によって運営される征東行省を元が直轄し、高麗を元朝政府の手で直接統治しようとするものであり、忠宣王初年(1308頃)、忠肅王10年(1323)、忠肅王17年(1330)、忠恵王後4年(1343)に起こった⁶⁷。忠肅王後5年(1336)にも漢人の盧康忠らが高麗の廃絶を上奏している⁶⁸。こうした企図に対しては、不改土風の詔や、従来型の征東行省運営が世祖の意思によること、あるいは風土と文化の異なる高麗を直接統治することの経済的・技術的な負担が指摘され、結果的にすべて頓挫した。しかし先例重視とはいえ、否、むしろそうであるからこそ、別の先例や基準が参照されることで、方針が変わる可能性が潜在していたのである。

また高麗の国政執行機関として在来の政府機構が常に単独で存在したわけではなく、元側の官人が常駐するケースがあったことも見逃せない。まず高麗国達魯花赤と日本遠征に関わる軍官である⁶⁹。1260年に高麗が元に帰服した際、あわせてダルガチが派遣されたが、クビライの指示ですぐに帰還した。しかし1270年に再遣され、高麗政府に対する監督官として王都に駐在することになった。またダルガチの再遣とときを同じくして元の屯田軍(種田軍)が設置されたが、その経略使である忻都は洪茶丘らとともに東征元帥府を構成し、1274年の第一次日本遠征を指揮した。攻撃失敗後、洪茶丘は元の内乱(シリギの乱)鎮圧に転戦したが、忻都は高麗に留まって開京近郊に司令部を置いた。かれらの進駐は直接には日本遠征のためであり、高麗への国政介入を名目とするものではなかったが、忻都は1277~78年の金方慶誣告事件の取調べに介入し、また前述のごとく高麗の佃戸問題について元本国に通報した。洪茶丘も金方慶誣告事件に際しては自ら願い出て高麗にもどり過酷な取調べを行った。しかしこの事件が高麗政府に有利な形で決着するとともに、それまで高麗に駐留していた元軍とダルガチは、1278年をもって撤収することになった。このように、高麗国達魯花赤と元の軍官による国政干渉は比較的短期間におわった。

しかしその後も忠烈王代の終盤には征東行省の幹部に元の官員が増置されることがあり、その期間は少なくとも1298~99年、1299~1301年、1304~05年、1307~08年に及ぶとみられる⁷⁰。この措置は高麗国政の監督・支援という名目だったが、1299~1300年に平章政事として赴任した閔里吉思の場合、官制・奴婢制などの大規模な国制改変を企図し摩擦を起こした。

1287年に設立された高麗統治機関としての征東行省自体は、高麗政府の最高機関である都僉議使司に対して筋付(上司から下司に対する文書)を用いたこと⁷¹からみて、高麗政府の上たちに、これを指揮・監督する立場であったと考えられる。上記の例外時期を除けば高麗王が唯一の高官として統括していたため、高麗政府の統治の障碍となる要素は小さいかにおもわれるが、元の機構が高麗政府と並存する状況は、少なくとも制度形式面では、

国内統治における在来政府の非絶対化を意味しよう。また実際に行省僚属の政治姿勢が高麗在来の体制と摩擦を引き起こす場面もあったのである（後述）。

このように在来の王朝体制は維持されたが、一時的とはいえ元の官員が常駐し、また征東行省の存在が高麗政府の統治に制約を加え得る状況が生じていた。在来の統治機構はもはや唯一絶対の存在ではなく、少なくとも潜在的に、相対化されていたのである。

3-2. 版図と領民

王朝の存立要件としては、君主の地位とその統治権限に加え、統治の対象である版図と領民をあげなくてはならない。前述のごとく、これらは大枠において保障されていたものの、しかし旧状がそのまま保たれたわけではなかった。

まず高麗の版図の一部が元の直轄下に編入されている⁷²。1269年、権臣林衍による国王廃立事件の際、西北面兵馬使營吏の崔坦は、慈悲嶺以北の高麗西北地域をもって元に内属した。廃立事件に対する対抗措置として当時高麗の所領分割も検討していた元⁷³は、これを受け入れ、翌年東寧府を設立した。同地域はその後1290年に返還されるまで、元の直轄下にあった。また済州島における三別抄の反元抗争が1273年に鎮圧されたのち、海上の戦略要地である同島も元によって直轄され、ダルガチが統治した。その官府は招討司、軍民都達魯花赤総管府、軍民安撫司と変遷し、1294年になって高麗に返還された。一方、高麗が元に帰服する直前の1258年、和州以北の高麗東北辺がモンゴルに内属し、雙城総管府が設置された。本府は1356年に恭愍王が武力奪還するまで事元期を通じて存続している。

領民をめぐるは被虜人・流亡民の刷還が問題となった⁷⁴。対モンゴル戦争の過程では多くの高麗人が捕虜として連行され、また混乱を避けて国外に流出した。これについて元は1260年に、己未年（1259）以降の被虜人と流亡民は推刷、返還することを約束し⁷⁵、忠烈王代を中心に刷還事業がくりかえされたが、その様相は表1のごとくである。

表1 被虜人・流亡民の推刷事業

元宗元年（1260）	3月	王万戸、男女60余人を帰す
	4月	也速達、金寶鼎・金大材等100人を放還 世祖より前年春以降に被虜・逃来した人民は放還との詔あり
	5月	元、逃虜の人440余戸を帰す
元宗11年（1270）	11月	西京や元軍に逃托した民の推刷を奏請
元宗12年（1271）	6月	大將軍郭汝弼らを西京に遣わし逃民を推究
	11月	中書省に上書して遁逃の人口の返還を要請
元宗15年（1274）	8月	少卿趙倫を東寧府に派遣して遁逃の人物を推刷
忠烈2年（1276）	11月	中郎將康之邵を元に遣わして人物を推刷するも得ずして還る
忠烈4年（1278）	2月	大府少尹趙瑜らを東寧府に遣わして人物を推刷
	7月	北京・東京・東寧における庚午年（1270）以来の逃虜の人の推刷を元に要請
	9月	郎將趙城らを東寧府に遣わして人物を招刷
忠烈5年（1279）	10月	少尹趙倫らを東寧府に遣わし谷州・遂安・殷栗の人物を推刷
	2月	少尹趙倫らを東寧府に遣わし己未年（1259）以来西海の民の亡命者を推刷
忠烈6年（1280）	正月	親從將軍朴延らを東寧府に遣わし夫匠を推刷

	7月	雙城からの民戸返還に関する中書省の牒あり
忠烈8年(1282)	9月	親從將軍鄭仁卿を遼瀋、中郎將鄭福均を東寧府に派遣し人物を推刷
忠烈9年(1283)	3月	大将鄭仁卿らを遼陽・北京に遣わして流民を推刷
	9月	正郎魏文愷らを開元路に遣わして人物を招刷
忠烈10年(1284)	正月	咸平宣慰使、雙城に逃入した本国の人口を推刷
忠烈11年(1285)	3月	元斷事官・遼東宣慰使、東真北面に遣使して本国の遁逃の人口を刷出
	5月	己未年(1259)以来逃入した本国人口を送還するとの帝命あり
忠烈12年(1286)	8月	副知密直司事金忻を東真に遣わし流民を推刷
忠烈17年(1291)	8月	將軍金位良を東京・瀋州等処に遣わし人物を推刷
忠烈18年(1292)	正月	元卿を遼陽路に遣わし己未年(1259)以来の被虜の人物を推刷
忠烈20年(1294)	5月	遼陽行省と己未年(1259)以来の被虜・流徙の人を分揀し帰せとの帝命あり
忠烈23年(1297)	2月	帝、遼瀋における己未年(1259)以来の被虜・流民を推刷することを許可
	4月	元、遼陽路に遣使して被虜・流民を推刷し350戸を帰す
忠烈30年(1304)	8月	知密直司事高世を瀋陽に遣わして人物を推刷
忠宣3年(1311)	10月	僉議評理趙璉を瀋陽に遣わして人物を推刷
忠肅12年(1325)		元の中書省に己未年(1259)2月以降の逃虜の人口の推刷・返還を要請
忠肅王代		女真・洪肯・三撒・禿魯兀・海陽等地に逃入する吏民多し。趙噉は海陽で60余戸、のちにまた100余戸を推刷して返還
忠惠元年(1331)	4月	雙城・女真・遼陽・瀋陽に逃入した民の刷還を奏請
忠肅後8年(1339)	9月	義州・静州の人が鴨緑江を渡って流出、遣使して安撫

典拠 『高麗史』世家、同卷111・趙噉伝、『高麗史節要』、『拙藁千百』巻2・国王与中書省請刷流民書

みられるように、対象地域は北方近隣の遼陽・瀋陽・雙城・東寧を中心に、開元(現吉林省方面)や北京(現内蒙古自治区赤峰市寧城県を中心とする地域)など、さらに北方・西方に及んでいる。しかし『拙藁千百』巻2・国王与中書省請刷流民書の一節に

累蒙朝廷特遣使臣、与遼陽省及征東委官、会刷歸之、而每縁土官占吝、刷之不悉。又予至治元年入朝以後、五載之間、国人失於防閑、逃入遼瀋・開元地面、不知其数。

とあり、『高麗史』巻36・忠惠王世家・元年(1331)4月庚寅に収める流民刷還の奏請に

(上略)本国以此累次差官、前去遼陽・瀋陽等処、欲行分揀、所在官司、濫称軍戸、或称農氓、沮遏不刷者久矣。而又比年間、本国州県当役人民、并官寺私奴婢人口、逃往遼陽・瀋陽・雙城・女真等処、影避差役、散漫住坐。雖或差人前去、将欲推刷、所轄官司、并頭目人、擅自挾帶、当欄不与、甚為未便。(下略)

とあるように、現地官憲の隠匿・妨害、また避役した良民や公私奴婢の新たな流亡というイタチごっこが繰り返され、なかなかおもうように進展しなかった模様である。

また元朝政府の禁令にも関わらず高麗住民の駆掠はしばらくつづいた。1260年には畢千戸・金千戸が放還された高麗人190余名を連れ去った⁷⁶。1271年に珍島の三別抄が鎮定された際にも多くの島民が元軍に駆掠されている⁷⁷。1278年には遼陽の人が高麗国内に潜行して民を駆掠していることが発覚した⁷⁸。同年に高麗駐留の元軍が撤収する際にも良民の駆

掠が懸念されたが⁷⁹、あわせて高麗の女性と婚姻した兵士の家族の帰属も議論されている。まず元側では、妻家の族党と詐称して高麗人を帯同することを禁じたが⁸⁰、高麗側では加えて父母が許した妻以外の帯同を禁じた⁸¹。これに対して元は、翌年、兵士の妻子がみな抑留されているとの懸念を示し、高麗側は、婚書の有無を確認したうえでの措置であると反論したが⁸²、元は、すでに子のある妻は夫に従わせるように指示している⁸³。

以上は高麗からの人口流出だが、逆に元側の人口が高麗に流入する現象もみられる。1272年、元の諸王忽刺出は高麗界内にある自己の逃民を推刷しようとしたが、元朝政府は高麗の民を動揺させるとしてこれを制止した⁸⁴。1275年には高麗に済州逃漏人物推刷色が設置されたが⁸⁵、元直轄下の済州島から高麗国内に流亡した人戸を推刷するためであったとみられ、元による済州島民の刷還も1276年と1293年に実施されている⁸⁶。また1276年には東寧府の千戸韓慎が訪れて人物を推刷し⁸⁷、1286年には双城の流民を推刷せよとの帝命がくだった⁸⁸。1296年にも帖木兒が遣わされてきて双城の人物を推刷し⁸⁹、1302年には伯都孛羅が遣わされてきて遼瀋の人物を分揀した⁹⁰。1347年にも高麗政府が交州道都巡問使に双城の人口を檢括させているが⁹¹、おそらく交州道地域（おおむね現在の江原道西部に相当）に双城の民が多数流入していたのであろう。1287年にモンゴル・オッチギン王家の当主ナヤンがクピライに反旗を翻した際、高麗は同王の部下である庾超なる人物を捕斬しているが、かれはナヤンの命によりその逃亡兵を捜索するため高麗を訪れていたのだった⁹²。また『元典章』卷57・刑部・諸禁・禁誘略・過房人口に収める延祐3年（1316）の記事には、養子縁組の名目で連れ出された中原・江南の子女が高麗等の地で不法に売買されていることが記されている。

これらはいわば高麗に本来居住すべきではない人々に関する問題であったが、元朝政府ないしその一部勢力が、意図的にその人戸を高麗国内に移置する場合もあった。その第一は流配地としての利用であり、表2のような事例が確認される。

表2 元から高麗への流配例

年次	流配者	流配地	備考	出典
1275（忠烈1）	盜賊100余人	耽羅	当時耽羅は元直轄	高麗史28・忠烈世家・元年4月壬子
1277（忠烈3）	盜賊40人	德州	当時德州は元直轄	高麗史28・忠烈世家・3年3月丁巳
1277（忠烈3）	罪人33人	耽羅	当時耽羅は元直轄	高麗史28・忠烈世家・3年5月戊戌
1277（忠烈3）	罪人40人	耽羅	当時耽羅は元直轄	高麗史28・忠烈世家・3年8月庚辰
1278（忠烈4）	罪徒13名	靈岩郡披縣島		高麗史28・忠烈世家・4年8月辛巳
1278（忠烈4）	罪徒24名	寶城郡乃老島		高麗史28・忠烈世家・4年8月辛巳
1280（忠烈6）	皇子愛牙赤	大青島		高麗史29・忠烈世家・6年8月丙子
1283（忠烈9）	室刺只	大青島		高麗史29・忠烈世家・9年9月庚申
1288（忠烈14）	大王闍闍歹	大青島		高麗史30・忠烈世家・14年6月丁巳

1289 (忠烈15)	大王石列紇	人物島		高麗史30・忠烈世家・15年9月庚辰
1289 (忠烈15)	大王野里不花	高鸞島		高麗史30・忠烈世家・15年9月庚辰
1289 (忠烈15)	大王撒里只	与音島		高麗史30・忠烈世家・15年9月庚辰
1292 (忠烈18)	阿里秃大王	苐益島	カダンの党	高麗史30・忠烈世家・18年3月戊午
1292 (忠烈18)	賊党塔也速	白翎島	カダンの党か	高麗史30・忠烈世家・18年4月癸亥
1292 (忠烈18)	賊党闌吉出	大青島	カダンの党か	高麗史30・忠烈世家・18年4月癸亥
1292 (忠烈18)	賊党帖亦速	烏也島	カダンの党か	高麗史30・忠烈世家・18年4月癸亥
1292 (忠烈18)	哈丹下大王	靈興島・祖月島	カダンの党	高麗史30・忠烈世家・18年4月庚午
1310 (忠宣2)	寧王	不明	謀叛の罪	高麗史33・忠宣世家・2年9月己卯
1311 (忠宣3)	平章迷里不花	烏安島	丞相三寶奴の党	高麗史34・忠宣世家・3年2月辛未
1317 (忠肅4)	魏王阿木哥	耽羅→大青島		高麗史34・忠肅世家・4年閏正月壬申
1322 (忠肅9)	徽政院使羅源	耽羅		元史28・英宗本紀・至治2年正月癸未
1324 (忠肅11)	李刺太子	大青島		高麗史35・忠肅世家・11年正月丙辰
1330 (忠肅17)	太子妥懽帖睦爾	大青島	のちの順帝	高麗史36・忠惠世家・忠肅17年7月丁巳
1340 (忠惠後1)	李蘭奚大王	耽羅		高麗史36・忠惠世家・後元年2月丙戌

みられるように、当初は一般的な罪囚を元の直轄地に流配することから開始された模様だが、のちにはモンゴルの諸王や高官が高麗の島嶼部に流配されている。そのなかには元の政争・内訌に関わるケースがみられ、高麗の管理責任もそれだけ重かったと想像される。

高麗国内には他にも元の権益が分布していた。1279年、元は馬150匹を高麗に送り、諸島に放っている⁹³。また1293年まで珍島には元直轄下の済州島民が入植していた⁹⁴。その済州島には1276年頃より帝室直属の牧場が開設され、元より移り住んだ牧子(哈赤)の集団が牧畜に従事していたが、かれらは1294年に同島が高麗に返還されたのちも、事元期を通じて当地で活動していた⁹⁵。元の「太史府」(天文を掌る太史院のことか)も高麗に田・民を保有したようで、1349年にその調査が行われている⁹⁶。またとりわけ注目されるのは、「皇慶初」年(1312)に元に帰服した「朔方蕃王八驢迷思」(おそらく元と対立してきた中央アジアのモンゴル王侯のひとりであろう)とその部民を高麗に移住させる計画が元で議論されたことである⁹⁷。この目論見は元の高麗人宦官方臣祐の反対で実現しなかったが、かれがあげたその理由は、“狭隘な高麗の地に牧民を同居させると高麗の民とトラブルを起こす(高麗地狭多山、無所田牧。北俗居之、必不樂、徒令東民驚動、或不能按堵耳)”というものだった。高麗の地にモンゴル王侯とその部民が居住すること自体が、高麗の版図に対する侵害として問題視されたわけではないのである。

モンゴル王侯など分権的な政治勢力の集合体である元では、各勢力の権益が、それぞれ一元的で排他的な空間のなかにまとまるというより、各地に大小様々な単位で分散し、モザイク状に混在する様相を呈した。高麗王家の掃里サウリ(sa'uri = 宿駅)や土地をはじめとす

る権益も元国内に点在している⁹⁸。逆に高麗本国も、程度の差はあれ、そうした元本国と同様な政治的・社会的環境のなかに組み込まれていった部分があるのではないだろうか。

以上のように高麗の在来王朝体制は、世祖以来の勅許を遵守するという形式のもとで維持されてきた。もとより個別の政策審議では様々な観点からそのメリット・デメリットが検討された（であろう）が、そのうえで在来王朝体制の維持という先例を踏襲することが選択されたのである。ただしそれは元の政治秩序や社会環境が徐々に浸潤してくるなかでのことだった。そのため、高麗がそれまで経験してきた中国王朝との宗属関係とは異なり、その自己完結的で排他的な支配空間に動揺が生じた側面を有するのである。

4. “不改土風”の内実

保障されたはずの高麗在来の王朝体制も、実際には元との関係のなかでその影響をうけ、多くの変化をこうむっていた。ただ一言で影響といっても、元側の意思が作用しているケースと、高麗が元の制度・習慣等を自主的に参酌したケースがあり、どちらのケースに属するのか史料上明確ではない場合も多い。また一見、元の影響に起因することが明瞭ではない変化のなかに、実はそのようなものが含まれている可能性もある。この問題は今後いっそう緻密な分析を必要とするが、ここでは高麗在来王朝体制の保全問題に対する元側の姿勢という当面の関心にしたいがい、ひとまず元側の意思の直接的ないし間接的な作用が現時点で看取される事項を中心に、状況を概観することにした。

4-1. 官制

元の意向により最も大きく変化したのが、官制をはじめとする高麗の国制である。高麗在来の国制は、君主を天子・皇帝に擬した内容を多く含み、中国からみれば僭擬となる。ただ宋・遼・金などはこれを表だって問題視することもなかったが、元の場合は異なり、忠烈王元年（1275）に、“すでに太子を世子と称し、聖旨を宣旨と改めたが、官号が朝廷と同じものも同様に処理すべきであり、また宰相の数を削減せよ”と通告してきたのである⁹⁹。この時点ですでに太子や聖旨などの語は改称されていたが、さらに全面的な調整が求められたわけであり、ただちに官制が改定された¹⁰⁰。その大要は『高麗史』百官志を一瞥すれば明らかだが、例えば中書門下は尚書省とあわせて僉議府となり、樞密院は密直司に、御史台は監察司などと一新された。また翌2年（1276）にはダルガチの指摘により宣旨、朕、赦、奏などの用語を改めた¹⁰¹。これは、天子・皇帝の格式をそなえ、唐宋風の三省六部体制を祖型とする高麗の伝統的国制が、やがて、中国冊封下の諸侯国としての格式のもと、最高議決機関たる議政府の下に六曹が配置される朝鮮王朝の国制へとシフトしてゆく、第一の転機となるものであった。

ただしこれで官制や僭擬の問題が解消されたわけではなく、忠烈王24年（1298）に即位した忠宣王は、“先に官制を改定したが、元制と同じくして改めないもの、異なるのに改

めたもの、改定した称号が古容にそぐわないものがあるので、改定・統廃合を行う”ことを指示した¹⁰²。しかしこのときの官制改編は、司徒・司空・侍中など中国風の官号が復活したことに加え¹⁰³、その企図自体が元側の反発を招き、忠宣王が年内に失脚する一因となったようである。翌年元は“先朝が定めた官府と受宣の人員（帝命で元の官職をうけた者）は変更せず、擅に変更したものは改正せよ”と¹⁰⁴、旧状の回復をはかっている。忠宣王の改革はあくまで元制との整合化を目的としていたが、自国の官制ですら、元の承認をうけぬまま独自に変更することは、専断の批判をうける危険性をともなっていたのである¹⁰⁵。

忠烈王27年（1301）、征東行省平章政事の闊里吉思が、高麗の「王京裏外諸司衙門州県総三百五十八処・設官大小四千三百五十五」の存在が民の負担となっていると指摘したことで、再び官制の改定が示唆された¹⁰⁶。このとき元が“高麗の祖宗旧法を変更することについては先朝でも官号改定を行っているゆえ支障ない”と判断したことは注目される。不改土風の詔よりも先朝（世祖代）に官号改定を行った事実の方が遵うべき先例とされたのである。先例主義による高麗在来体制保全の危うさが窺われよう。翌月高麗は内外の官を統廃合し、元と同じ官名を改めた¹⁰⁷。ただし必ずしも徹底されなかつたらしく、例えば慶尚道の梁州はこのとき密城と統合されたようだが、忠烈王30年（1304）に復旧している¹⁰⁸。

1308年に復位した忠宣王は、再び官制改革を実施する¹⁰⁹。しかしここでも元の洪重喜が「擅に官号を改む」と非難し、忠宣王元年（1309）、ゆえなく失職・降格した人員を旧来どおり勤務させ、あるいは衙門を新設して勤務させ、一度改めた近侍・茶房・三官・五軍も復旧するという措置がとられた¹¹⁰。当時王は武宗皇帝カイシャン擁立の功勞者として威望を高め、皇太弟アユルバルワダ（のちの仁宗）とその母后ダギからも寵遇されていたが、それでも独断専行という批判は避けねばならなかったのである。その後も同王2年（1310）に諸司と州郡号の再改定が行われているが¹¹¹、元との関わりは不明である。

任官については、世祖が高麗への人事介入を要請された際に、「官人に法制有り、国に君有り、朕何ぞ焉に預らんや」と述べ、これを拒否したという逸話がある¹¹²。しかし一方では、その世祖が、功績のあった高麗使に大戦を加えるよう高麗側に指示した例もある¹¹³。

また最高官府である僉議府は、忠烈王5年（1279）、高麗側の要請により元から正四品の銅印をあたえられ¹¹⁴、元の品階体系のなかに位置づけられることになった。つづいて同7年（1281）には従三品に格上げされ¹¹⁵、同19年（1293）には勅命により都僉議使司と改称して従二品の格付と両臺銀印があたえられた¹¹⁶。かかる措置は、高麗の機構が元朝政府の認証をうけたことを意味するが、同時に両国政府の一体化を導く可能性を孕んでいた。事実、忠烈王30年（1304）には、柳清臣・朴景亮らが元の二品官府に相当する都僉議使司の官を帝命により叙任すべきことを提案したが、“高麗の政令が元廷より発せられる事態を招く”との反対により却下されている¹¹⁷。

その他、忠烈王5年（1279）には元の中書省より官庁間の「来文行移」（文書往復）の体例が伝達されている¹¹⁸。しかし現在確認できる当時の高麗国内の官庁間文書（城隍神に

対するものを含めて)は、いずれも吏読文の朝鮮語で記された高麗独特の貼という形式であり、元制が大幅に導入されていたとはいささか考えにくい¹¹⁹。ただ高麗王が征東行省丞相を兼任したことにともない、王と元の中書省や枢密院との間では、咨文(二品以上の官府・官人間の互通文書)が交わされるようになっている¹²⁰。

4-2. 王室

前述のごとく事元期には元の意向が絡んだ国王の交替が頻繁に行われ、重祚が連続した。とりわけ1343年の忠恵王の廃位に際しては、元使によって暴力が行使されたほどである¹²¹。また傍系王族による襲位運動がしばしば展開された。かかる不正常な事態は、不改土風の名のもとに反論することも可能だったはずである。実際、事元期以降においては、忠宣王の庶子である徳興君の襲位を元側から要求された際、ときの恭愍王は不改土風の詔に背くとして反論している¹²²。ところが事元期においてはそうした言説がみられない。

忠烈王元年(1275)、世祖から聖旨がくだされ、高麗王室が伝統的に行ってきた族内婚の風習が批判された¹²³。至元28年(1291)にも同様な聖旨があったが、これらの指摘に対してときの忠烈王政権はとくに対応せず、忠烈王34年(1308)にいたり、忠宣王が如上の聖旨にもとづいて宗親の族内婚を禁じた¹²⁴。またつづいて外従兄弟の通婚に対する禁令も出されたが¹²⁵、何らかの関連性を有する措置だったのかもしれない。

4-3. 民政

前述のごとく元は高麗において戸口調査やこれにもとづく体系的な徴税・徴用を行なわなかった¹²⁶。忠烈王12年(1286)に元が遣使して「商人税錢」(商税であろう)を徴収した例が一件のみ確認されるが¹²⁷、継続的な実施にはいたらなかったようである。

住民統治に関する元の干渉は、民生の改善を高麗政府に指示する間接的なものが中心となるが、理念的には高麗の民も等しく元朝皇帝の「赤子」であり¹²⁸、ときには直接的なはたらきかけがなされることもある。例えば元宗15年(1274)には軍糧確保を目的とした「勸課農桑」の詔が下され、元の将官洪茶丘に農事の提点(点検調査)が命じられた¹²⁹。このときは高麗政府が、自身の管掌事項であるとして反対し¹³⁰、実施されなかった模様だが、忠烈王9年(1283)には元の中書省が高麗各道に勸農使を遣わしたようである¹³¹。また1272年と1291~92年には高麗の食糧難に際して元から賑恤米が供給されている¹³²。

ただし元の介入が旧習の改変にいたることはなく、幾度か試みられた奴婢制度の改変も、高麗側の反発によりことごとく頓挫した¹³³。

4-4. 軍備

前述のごとく第一次日本遠征の前後に高麗に進駐した元軍は1278年に撤収した。ただしこれは高麗での駐軍の全面禁止を意味するわけではないようである。1281(一説に1282)

年に元は対日防衛のため金州に兵500を配し¹³⁴、同年さらに合浦に兵300騎を屯戍させたが¹³⁵、翌年にも対日防衛を理由に合浦と王京にそれぞれ兵340名と60名を遣わしている¹³⁶。このうち合浦の軍は忠烈王13年(1287)に帰還を命じられたことが確認され¹³⁷、金州や王京の駐軍もある時期に解消されたとおもわれるが、1278年以降も必要に応じて元軍が高麗国内に配備されているのである。

高麗と元の関係が深まる以前、元はしばしば高麗人の武器保持を制限した。元宗12年(1271)、元中書省は高麗人が元の兵器や馬を貿易することを禁じ¹³⁸、また高麗駐在の副ダルガチ焦天翼は私家での兵器保持を禁じ、珍島の三別抄攻略に使用した兵器は元の屯田軍のもとに収めるように指示した¹³⁹。忠烈王元年(1275)にはダルガチ黒的が弓矢の所持を禁じ¹⁴⁰、翌年にも軍士以外の弓箭・兵器の所持を禁じた¹⁴¹。忠烈王2年(1276)には“貞和宮主が元から輿入れしたクツルクケルミシュ公を呪詛し、王族の齊安公淑や金方慶ら43名が不軌を謀っている”と誣告する匿名の投書があったが¹⁴²、元朝政府はこれ信じたようで、翌年ダルガチに指示して高麗人の弓箭所持を禁じている¹⁴³。これにより内外人戸の弓箭を打捕戸(狩猟戸)にいたるまで没収したため、第二次日本遠征に際してはその不足が問題になった¹⁴⁴。高麗と元の関係が本格的な安定期に入った至元18年(1281)でさえ、高麗が対日防備のため沿海に築城することを元は許可しなかった¹⁴⁵。こうした軍備制限に対し高麗側が積極的に抵抗した形跡は確認されない。ただ同じような指示が繰り返されたことから、むしろこれらが一過性の措置だったことも窺われよう。

その後ながら高麗の軍備に元が制限を加えることはなかったが、後至元3年(1337)にいたり、元は漢人・南人・高麗人の武器と(おそらくは元の)官員以外の馬の所持を禁じた¹⁴⁶。直接の契機は不明だが、高麗を狙い撃ちにしたものではなく、おそらく当時における元の民衆支配の全般的動揺を背景とするものであろう¹⁴⁷。これに対して高麗では、百官の勤務に支障が生じたため、征東行省を通じて「世祖皇帝不改土風之詔」にもとづき兵器の保有と百官の騎馬の許可を奏請し¹⁴⁸、元側もこれを了承した¹⁴⁹。

4-5. 礼制

忠烈王即位後、元の指示により官制が改編されると同時に、儀制においても僭擬の改定が行われた。『高麗史』巻69・礼志・嘉礼雜儀・仲冬八閔会儀によると、忠烈王元年(1275)、八閔会における金龍山額の「聖寿萬年」を「慶曆千秋」に変え、「一人有慶」「八表来庭」「天下太平」等の字句も改めた。また「万歳」は「千歳」に変え、輦路を黄土で舗することも禁じた。八閔会は高麗王が王室祖先や天靈・山川神等を祀る国家的祭儀であり、外国人の朝賀儀礼が行われるなど、高麗王権の莊嚴を高める場であった¹⁵⁰。それゆえ天子・皇帝の格を具備した高麗の君主に相応しい用語が用いられたわけだが、これが一変し、14世紀前半の八閔齋疏では「上国」(元)の徳を称える文句が記されるようになっている¹⁵¹。

忠烈王4年(1278)には高麗の官人である韋得儒・盧進義が元将洪茶丘に対し高麗の国家的仏会である談禪法会が上国を呪う行事であるとの誣告を行った¹⁵²。得儒らの行動は高麗の重臣金方慶への私怨に端を発するものだったが¹⁵³、国王はただちに上書して弁明を行い¹⁵⁴、忠烈王6年(1280)にいたって元は再開を許可した¹⁵⁵。ただし姜好鮮[2000: 13]は、実際にはそれ以降、談禪法会は開催されなかったとの見方を示している。

その後も大徳3年(1299)には忠烈王が擅に皇朝帝系を写したこと、「赦九死」の奨諭(功労者に対し死罪を九回赦す特権を認めるもので、モンゴルでは皇帝の勅許にかかる)を行ったこと、自ら曆日を作製したこと等の問題が元側より提起された¹⁵⁶。忠烈王27年(1301)には国王の大会における「三拳淨鞭」「山呼万歳」が天子の儀制の如くであると元から指摘され¹⁵⁷、王の服色を芝黄から赭袍に、また黄傘を紅傘にかえ、さらに舞踏警蹕の礼を除く措置がとられた¹⁵⁸。しかし忠烈王30年(1304)、燃燈会の奉恩寺参詣にあたり、元使塔察兒・王約から王の服と傘について「朝廷未だ明禁あらず」との言質を得、再び黄袍・黄傘を使用するにいたった¹⁵⁹。また忠烈王33年(1307)には寿元天聖節の称が僭擬にあたるとして誕日に改めている¹⁶⁰。

服制では胡服・弁髪を導入が問題となった。元宗13年(1272)、日本遠征準備の名目で元での宿衛から一時帰国した世子(のちの忠烈王)は胡服・弁髪のすがたを現して国人を慨嘆させた¹⁶¹。当時は国王元宗もモンゴル風の髪型を忌避していたが¹⁶²、忠烈王が襲位する際も、李承休は「本国衣冠典礼始末」を上言し、また世祖も「凡そ祖宗の定制、或いは墜失すること母く、旧に依り之を行え」と命じていた¹⁶³。しかし王は即位するや臣僚にもモンゴル風の髪型(開剃、怯仇兒)を求め¹⁶⁴、多くの臣僚がしたがった¹⁶⁵。衣服についても忠烈王の即位当初は元宗魂寝の僚属と国子監員等について旧服の着用が特に指示されもしたが¹⁶⁶、忠烈王4年(1278)にいたり「上国衣冠」の着用が境内に発令された¹⁶⁷。ところがこの年、王がそのむねをクビライに報告するや、世祖は逆に高麗旧来の「礼」を遵守するように諭したのである¹⁶⁸。

このように元は胡服を強要しなかったが、忠烈王2年(1315)に貴賤の服色を詔したように¹⁶⁹、身分秩序に関わる色遣いには元制の遵守を求めたらしく、この点は前述のように王服に関しても窺われる。ただ高麗人が個人として胡服を着用することまでが禁じられたわけではなく、1351年に即位した恭愍王も、当初は胡服・弁髪のすがたであった¹⁷⁰。

4-6. 刑獄

司法における元の干渉は、まず政府上層部に関わる重大事件の処決にあたり元の承認を得るよう求めた点が注目される。1269年の権臣林衍による国王廃立事件において、元は、国王の資質に問題があれば元に報告して指示を仰ぐべきことを指摘した¹⁷¹。また1277~78年の金方慶誣告事件に際しては、李汾禧・李摺など誣告者に近い人々が忠烈王により肅清されたが¹⁷²、これに対して世祖は、高官を罪責する場合は元に申奏したうえで処断するよ

うに求めている¹⁷³。1298年に忠宣王が廃位された理由も、官員への厳しい用刑に一因があり、元は、官員の罪は仔細を聞奏し、ただちに殺戮してはならないと指示している¹⁷⁴。

またダルガチや、元から増派された征東行省官が駐在した時期は、かれらが高麗の司法に関わることがあり¹⁷⁵、それ以外の時期でも、高麗支配層の内紛や元の権勢家の縁故者が関わる事件に関しては、元が使臣を派遣して取り調べにあたらせることもあった¹⁷⁶。

一方、法運用をめぐっては、次第に元朝法と高麗法の併用にとまなう混乱が生じるようになった。14世紀前半に活躍した李穀は次のような状況を指摘している¹⁷⁷。

(上略) 比来政出多門、人不奉法、或於用刑之際、繩之以元朝之法、則有司拱手、而不
不敢言、或曰世皇有訓、毋變国俗、或曰普天之下、莫非王土。今欲上不違条格、下不
不失旧章、使用法帰一、而人不苟免。(下略)

用刑に際して執政者が元朝法を適用すれば、担当機関も反論できず、場当たりの法運用が行われているというのである。また李穀は次のようにも記す¹⁷⁸。

(上略) 省吏之執通制者則曰、普天之下、莫非王土、国臣之持旧法者曰、世皇有訓、
不改土風。(下略)

征東行省の官吏には高麗も元の王土であるとの立場から元朝法(通制)を重視する者がいるのに対し、高麗政府の臣僚には不改土風の詔をたてに高麗の「旧法」遵守を主張する者がいるという。元朝法の重視は、元朝中央政府や、征東行省の長官である高麗王の指示とは限らない。行省の官吏には元の人士が任用されることもあるが、かれらにとって元の地方機関である行省の職務を元朝法により行うことは自然だろうし¹⁷⁹、高麗政府の官員やそこから征東行省に任用された者が元の影響下でそうした志向をもつこともあり得る¹⁸⁰。

ただし李穀が元朝法と高麗法の相剋を論じた主眼は、そのどちらを優先するかではなく、両者をいかに「帰一」(調和)させるかという点にある。元朝法の影響は事元期以降も朝鮮初期まで残ってゆくが、14世紀前半より官人生活をおくり1380年に死亡した尹侏が、「通制条格」(元の法規・判例)と「本国判旨」(高麗の法規・判例)の双方に深く「留意」したと称えられることから¹⁸¹、李穀の模索した課題が依然懸案であったことが窺われよう。

5. おわりに

本稿では、対元関係のなかで高麗の在来王朝体制が保全された政策決定の形式的枠組みを、高麗が元に帰服した当初に王国とその旧習の保全に関する勅許を世祖より獲得し、その後様々な事案が発生するなかで、結果的に、先例を踏襲する判例を積み重ねていったプロセスとして理解した。もとより個別の局面では様々な問題が考慮されたはずで、世祖の

意思であること自体が全面的な規定性を有したとは限らないと考えられるが、先例を踏襲することから生まれるメリットを重んじる方向性が選択されたといえよう。

しかし両国間の宗属関係は、それ以前に高麗が経験した冊封関係とは大きく異なり、元の支配の実質性がめだつ。高麗の内政に対して直接的な干渉がくりかえされ、多様な物資の提供と軍事協力に応じなくてはならなかった。そして保障されたはずの旧習も、実際には元の意向が関わるなかで僭擬問題をはじめとして様々な変更が加えられた。ただし元側が問題点を発見し、変更を求めるタイミングは、事案により様々であり、これに対する高麗側の諾否の反応とそのタイミングも様々であった。高麗側の自主規制が元側によって必要なしと判断されることもあった。不改土風の原則の適用・不適用の範囲ははじめから明確な輪郭をともなっていたのではなく、両国の時時の認識と判断が交錯するなかで取り扱われていったのである。そして元の政治秩序と社会環境が高麗にも徐々に浸潤してくることにより、所領支配のあり方にも一部変容を生じるようになった。

ただ高麗に関しては、服属国に対する定例要求のうち、ダルガチが長く常駐せず、戸口調査とこれにもとづく直接的な課税が免除されるなど、より間接的な支配形態であったことが、伝統的な冊封体制に近い状況を作り出していると考えられるかもしれない。しかしユーラシア全体をみわたせば、これは必ずしも特殊な事例とは限らない。ルーム＝セルジュークやキリキア＝アルメニアでは、戸口調査やこれにもとづく直接的な徴税を免除されたことがある（またはその可能性がある）¹⁸²。またキリキア＝アルメニアやグルジアにダルガチが常駐したとの事実は、各王朝に対するモンゴルの支配を論じた研究¹⁸³のなかでも、とくに報告されていない。ルーム＝セルジュークやヘラートのクルト朝も、のちにはフレグ・ウルスから行政官が送られたこともあるが、そうなるまでに30年前後の歳月を要している¹⁸⁴。そもそも高麗についても、征東行省官という形で元の行政官が送りこまれるケースをはじめ、ダルガチ撤収後も元朝官人の直接的干渉から完全に自由になったわけではない。徴税、戸口調査、ダルガチの設置なども、適用・不適用とそのタイミングは、ケースに応じて個別に判断される性格のものだったと考えられる¹⁸⁵。

結局、元における高麗在来王朝体制の保全とは、中国伝統の華夷秩序や冊封体制の再現というより、相手国に対し一定の実質的影響力を保ちつつ、比較的高度な自律性と独自性を認めるというモンゴルの征服地支配の一般的方式が、冊封・賜印・頒曆など一部の形式において中国風の外皮をまとめて表れたものとみるのが、実態に近いのではないだろうか。

ただし付言すると、これは基本的に本質論として、あるいは少なくともモンゴル最高支配層からみた状況像であり、元の漢文化人や高麗支配層の目にどのように映ったかは別問題である。すでに拙論 [2004b] で指摘したように、高麗の支配層には元を中華の正統として位置づけるむきがあったし、元側でも漢文化人を中心に伝統的な中国の文物でもって政権を装飾しようとしていたことは確かである。そのような要素は、自明かつ絶対的なものではなくたにせよ、高麗一元関係においてなお一定の重要性を保ったと考えられる。

とはいえ、本質上の問題と認識上の問題は、ひとまず厳密に区別すべきであろう。

注

- 1) 本稿では高麗が元の強い政治的影響下におかれ事大外交を行った1260~1356年を事元期と称する。
- 2) Hambis1957; 蕭1983; 金恵苑1989; 周1989; 森平1998a; 森平1998b。
- 3) 森平2001。
- 4) 北村1964; 高柄翊1970b; 張1994: 第2章。
- 5) 森平2004a。
- 6) 森平2002。
- 7) 張1994: 178-184; 喜蕾2003; 金渭顕2004: 375-385。
- 8) 박종기1994: 19。
- 9) 李穀『稼亭集』巻8・代言官請罷取童女書。
- 10) ラシード=アッディーン Rashīd al-Dīn 『集史 *Jāmi' al-Tawārīkh*』クビライ=カーン紀第2部「キタイ地方のアミールたち、ワズィールたち、ピチクチたち、及びかれらの官職、かれらに定められている規定と規則、その集団の呼称の詳細の記述」(四日市康博訳)。
- 11) 李益柱1996b は、李の博士学位論文 [1996a] の1章を学術誌に掲載したものであり、本稿では「世祖旧制」論を前者によって紹介、検討する。
- 12) 『高麗史』巻23・高宗世家・26年(1239)4月・8月、27年9月、同書巻24・高宗世家・38年(1251)10月乙巳、『元高麗紀事』太宗11年(1239)5月1日、同書・己酉年(1249)8月15日など。
- 13) 『高麗史』巻26・元宗世家・5年9月庚子、『元史』巻5・世祖本紀・至元元年10月壬寅、『元高麗紀事』中統5年8月11日。
- 14) 1240年のオゴダイの詔では、「遷出海島」(海島から本土に戻ることに)、「点数民戸」(戸数を報告すること)、「出秃魯花」(質子を提出すること)、「捉拿有過之人」(モンゴルに対し罪がある者を逮捕すること)の要求が「四事」と称されているが(『元高麗紀事』太宗12年5月)、4項目の要求というだけの意味である。ここには定例の要求以外に、高麗の個別事情に即した事項も含まれている。また1253年にモンゴルが高麗を問責した「六事」(『高麗史』巻24・高宗世家・40年8月戊午)などは、内容に関する言及が史料中にないため、その具体的内容を特定することはできない [森平2004a: 108-109, n. 6]。
- 15) Cf. 森平2004a: 108-109, n. 6; 召立号2007: 93-95。
- 16) Allsen1983: 261; Allsen1987: 115。
- 17) 『高麗史』巻25・元宗世家・3年(1262)12月乙卯。
- 18) 高麗王が元の指示により親朝した例を『高麗史』世家から抜き出すと、元宗が1264年、1270年、忠烈王が1278年、1280年、1287年、1302年、1305年、忠肅王が1321年、1336年となる。その他に、高麗側の意志で王が親朝したケースや、王が退位とともに召喚されたケースがある。なお元の指示による親朝経験のない王の場合、忠宣王は在位期間をほとんど元廷で過ごし、そもそも常時入朝した状態だったこと。忠恵・忠穆・忠定王は在位期間が短いこと。恭愍王は在

- 位5年目から離元政策に転じたことに注意する必要がある。
- 19) 池内宏1963b。
 - 20) 박종진2000: 204-207。
 - 21) 『高麗史』卷79・食貨志・戸口・忠烈王18年(1292)10月。
 - 22) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月戊戌。
 - 23) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月乙酉。
 - 24) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年6月丁丑。
 - 25) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月戊戌。
 - 26) 『元高麗紀事』大徳4年3月。
 - 27) 박종진2000: 204-214。
 - 28) 後註41~45にあげた諸論考が示すケースを参照のこと。
 - 29) 例えば1302年に提起された征東行省廃止案に対する忠烈王の反論では、「当職をして旧に依り征東省の事を行わしめ、専ら東方極辺の未だ附せざる日本国の辺面を威鎮する勾当を委」されたと述べる(『高麗史』卷32・忠烈王世家・28年是歳)。
 - 30) 『稼亭集』卷8・代言官請罷取童女書、『高麗史節要』卷25・忠肅王後4年閏12月。
 - 31) 『元文類』卷11、『高麗史』卷33・忠宣王世家・2年7月乙未。
 - 32) 『高麗史』卷108・金之淑伝。また使行の年は『高麗史節要』卷21・忠烈王21年7月より判明する。
 - 33) 『元史』卷30・泰定帝本紀・泰定3年正月丙午、致和元年正月乙丑、同書卷36・文宗本紀・至順3年正月辛未。
 - 34) 森平2004a。
 - 35) Cf. 仁井田1980: 529-539; 宮崎1992: 137-159; 植松1993: 410; 杉山1995: 194-196; 杉山2004: 372。
 - 36) 『高麗史節要』卷25・忠肅王後4年(1335)8月に引く元の詔において、高麗王に対し「一に世祖皇帝の聖訓を遵び、旧章を祗率し、邦家を整治せよ」と述べられるように、世祖の“おおせ”が世祖代の体制全般に結びつけて述べられることもある。しかし李益柱が述べる限定的な内容を越えた、より包括的な範疇となる。
 - 37) 征東行省とは別個に、高麗王国として元に賀使を派遣していたこと[北村1964: 11; 森平2007: 125]などは、その端的な表れである。
 - 38) Cf. 堀1993。
 - 39) 13世紀末以降、史実と異なり、高麗がモンゴル・元に率先帰服したとの見方が一般化する[森平1998a: 2-9]。
 - 40) 『高麗史』卷25・元宗世家・元年(1260)3月丁亥。
 - 41) Cf. 北川1975; 北川1976; 北川1977; 北川1978; 北川1979; 北川1997。
 - 42) Cf. 井谷1980; 井谷1985; 井谷2002。
 - 43) Cf. 海老沢1976。
 - 44) Cf. 加藤1981; 加藤1985; 加藤1988; 加藤1989; 加藤1993; 栗生沢2007。
 - 45) Cf. 佐口1943a; 佐口1943b; 安部1955; 梅村1977; Allsen1983; 松井2002。
 - 46) Cf. 沈2002: 제5장。

- 47) 王印に関して沈載錫 [2002: 238–239] は、冊封における賜印は元制の特徴とするが、高麗王が契丹や金から冊封された際にも印綬・金印を下賜されたことは、『高麗史』の記事に明らかである (e.g. 卷6・靖宗世家・9年(1043)11月丁亥、卷17・仁宗世家・20年(1142)5月戊午)。またモンゴルにもタムガ *tamya* という在来の印制があるが、元宗にはじめて王印が下賜された際には封冊とセットであたえられていることや(『元史』卷4・世祖本紀・中統元年(1260)6月是月)、その直後にモンゴル諸王に対しても中国の古制に則った王印の授与が開始されていることから(王惲『秋澗先生大全文集』卷80「中堂事記」中統2年(1261)5月9日)、当初から中国の古式を継受する印章であった可能性が高いとおもう。詳細な形状は不明だが、忠烈王代に両国王室間の通婚にともない駙馬高麗国王の称号が生まれてからは、金印獸鈕が用いられている [cf. 森平1998a]。
- 48) 実際、モンゴル王侯間の抗争によって本領を失った後のウイグル国王や、ヴェトナムの亡命王族を封じた安南国王のように、元の支配下には王国としての実体をもたない国王も存在した。
- 49) 『高麗史』卷25・元宗世家・元年4月丙午。
- 50) 『秋澗先生大全文集』卷82「中堂事記」中統2年8月10日。
- 51) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・元宗15年(1274)8月己巳。
- 52) 『高麗史』卷37・忠穆王世家・忠惠王後5年(1344)4月丙戌。
- 53) Cf. 森平2001。
- 54) 『高麗史』卷25・元宗世家・元年(1260)4月丙午。
- 55) 森平1998a: 9–18。
- 56) 『稼亭集』卷8・代言官請罷取童女書。
- 57) 『高麗史』卷131・奇轍伝。
- 58) 『高麗史』卷125・柳清臣伝。
- 59) 『高麗史』卷36・忠惠王世家・忠肅王17年(1330)閏7月戊子。
- 60) 『益齋乱藁』卷6・在大都上中書都堂書。
- 61) 『高麗史』卷36・忠惠王世家・忠肅王17年閏7月戊子、『益齋乱藁』卷6・在大都上中書都堂書。
- 62) 『元高麗紀事』中統元年6月、『高麗史』卷25・元宗世家・元年8月壬子。
- 63) 『高麗史』卷108・金之淑伝。年次は『高麗史節要』卷22・忠烈王26年10月より判明。
- 64) 『高麗史』卷106・李承休伝。
- 65) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月甲申。
- 66) 『安南志略』卷2・大元詔制・中統元年十二月初三日世祖聖徳神功文武皇帝旨諭安南国陳日嬰詔。
- 67) 北村1967; 高柄翊1970b: 238–250; 김혜원1994。
- 68) 『高麗史』卷35・忠肅王世家・後5年10月壬辰。
- 69) この問題に関する以下の叙述は池内1931: 89–178、及び池内1963bにもとづく。
- 70) 張1994: 第2章、II。なおここでは、任命された行省官が高麗に赴任しなかったケースや、高麗での勤務を確認できない時期は除外している。
- 71) 『高麗史』卷30・忠烈王世家・19年(1293)7月甲戌。
- 72) この問題に関する以下の叙述については、次の論考を参照。池内1963a; 高昌錫1984; 金九鎮

- 1989；方1990；方1997a；方1997b；高昌錫1998；大葉1999；金日宇2000: 第IV章；이정신2004；
김순자2006: 第1節。
- 73) 『元高麗紀事』至元6年11月2日。
- 74) Cf. 梁1956；김순자2004；김순자2006: 第2節。
- 75) 『元高麗紀事』中統元年4月2日、『高麗史』卷25・元宗世家・元年4月辛酉。
- 76) 『高麗史』卷25・元宗世家・元年9月甲午。
- 77) 『高麗史』卷27・元宗世家・12年(1271)6月戊申、同8月是月、13年正月庚申。
- 78) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月壬辰。
- 79) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月戊戌、辛丑。
- 80) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月辛丑、9月辛卯。
- 81) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・4年7月丁未。
- 82) 『高麗史』卷29・忠烈王世家・5年正月丙寅。
- 83) 『高麗史』卷29・忠烈王世家・5年正月戊辰。
- 84) 『元史』卷7・世祖本紀・至元9年12月辛丑。
- 85) 『高麗史』卷77・百官志・諸司都監各色・濟州逃漏人物推刷色。
- 86) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・2年7月丁酉、同卷30・忠烈王世家・19年6月乙卯。
- 87) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・2年8月己丑。
- 88) 『高麗史』卷30・忠烈王世家・12年7月甲戌。
- 89) 『高麗史』卷31・忠烈王世家・22年7月丙申。
- 90) 『高麗史』卷32・忠烈王世家・28年8月乙酉。
- 91) 『高麗史』卷37・忠穆王世家・3年正月壬申。
- 92) 『高麗史』卷30・忠烈王世家・13年5月壬寅。
- 93) 『高麗史』卷29・忠烈王世家・5年10月己亥、『高麗史節要』卷20・忠烈王5年10月。
- 94) 『高麗史』卷30・忠烈王世家・19年7月甲戌。
- 95) 高昌錫1985。
- 96) 『高麗史』卷37・忠定王世家・元年9月甲戌。
- 97) 『益齋亂藁』卷7・光祿大夫平章政事上洛府院君方公祠堂碑。
- 98) 森平1998b: 64-75。
- 99) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・元年10月庚戌。
- 100) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・元年10月壬戌、11月癸酉。
- 101) 『高麗史』卷28・忠烈王世家・2年3月甲申。
- 102) 『高麗史』卷33・忠宣王世家・忠烈王24年5月辛卯。
- 103) 『元高麗紀事』大德3年(1299)正月10日。
- 104) 『高麗史』卷31・忠烈王世家・25年4月辛亥。
- 105) 이익주1994。
- 106) 『高麗史』卷32・忠烈王世家・27年4月己丑。
- 107) 『高麗史』卷32・忠烈王世家・27年5月丙午。
- 108) 『高麗史』卷57・地理志・慶尚道・梁州。
- 109) 『高麗史』卷33・忠宣王世家・忠烈王34年11月辛未。

- 110) 『高麗史』 卷33・忠宣王世家・元年3月丁未。
- 111) 『高麗史』 卷33・忠宣王世家・2年8月丙辰、『高麗史節要』 卷23・忠宣王2年8月。
- 112) 『樸翁稗説』 前集1に収める中官李大順の逸話、『高麗史』 卷120・尹紹宗伝、同書卷122・李大順伝。
- 113) 『高麗史』 卷27・元宗世家・13年(1272)4月庚寅。
- 114) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・5年5月是月。
- 115) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・7年9月癸未。
- 116) 『高麗史』 卷30・忠烈王世家・19年3月乙酉。なお、これに関連して注目されるのは忠烈王34年(1308)の文散階改定である。矢木毅[2006]によれば、このとき官僚身分における卿・大夫・士の階層区分が一品ずつくりあがり、卿が二品以上、大夫が四品以上、上士が六品以上となり、かかる構造が朝鮮朝に継承されたという。この改定理由について矢木は元制との調整という点をあげているが、その際、高麗の最高官府である都僉議使司が元の従二品に位置づけられていたこととの関係も考慮する必要がある。
- 117) 『高麗史』 卷108・金怡伝。
- 118) 『高麗史』 卷84・刑法志・公牒相通式・外官。
- 119) 至元18年(1281)付け淳昌城隍大王封爵貼、淳昌城隍大王神尊号貼(1297年頃)、至正17年(1357)付け全羅道按廉使宛て僧録司貼。なお元より忠惠王に降嫁された徳寧公主の発令文が吏読で記されていることも、高麗在来の慣習の根強さを窺わせる。以上の文書史料の写真・録文・内容については、ひとまず노・박・오・윤・윤・최・이2000を参照。
- 120) 森平2007: 109-126。
- 121) 『高麗史』 卷36・忠惠王世家・後4年11月甲申。
- 122) 『高麗史』 卷113・安遇慶伝。
- 123) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元年10月庚戌。
- 124) 『高麗史』 卷33・忠宣王世家・忠烈王34年11月辛未。
- 125) 『高麗史節要』 卷23・忠烈王34年閏11月。
- 126) 『高麗史』 卷32・忠烈王世家・27年(1301)4月己丑にも「本国歴数十年、未嘗加於賦役」とある。
- 127) 『高麗史』 卷30・忠烈王世家・12年4月甲辰。
- 128) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・6年(1280)3月壬寅、同書卷37・忠穆王世家・忠惠王後5年(1344)4月丙戌。
- 129) 『高麗史』 卷27・元宗世家・15年5月庚子、『元史』 卷154・洪福源伝附洪俊奇伝。
- 130) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元宗15年12月乙巳。
- 131) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・9年10月癸未。
- 132) 『元史』 卷7・世祖本紀・至元9年6月甲午、『高麗史』 卷30・忠烈王世家・17年6月甲申、18年閏6月辛卯。
- 133) 太田1993; 北村1964: 16-19; 金炯秀1996。
- 134) 『元史』 卷11・世祖本紀では至元18年(1281)正月壬子、『元高麗紀事』では至元19年正月15日にかける。なお『元史』 卷208・高麗伝では後者の説により繫年する。
- 135) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・7年6月丙戌。

- 136) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・8年4月戊戌。
- 137) 『高麗史』 卷30・忠烈王世家・13年3月庚申。
- 138) 『高麗史』 卷27・元宗世家・12年3月丁丑。
- 139) 『高麗史』 卷27・元宗世家・12年10月甲辰。
- 140) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元年5月壬辰。
- 141) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・2年11月丙辰。なおこれらダルガチによる武器所持禁止について、池内宏 [1963b: 115] は、漢人に対してとられた措置を高麗にも適用したものにすぎないとする。
- 142) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・2年12月丙子。
- 143) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・3年正月甲寅。
- 144) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・6年11月己酉。
- 145) 『元史』 卷11・世祖本紀・至元18年11月己巳。
- 146) 『元史』 卷39・順帝本紀・後至元3年4月癸酉、『高麗史節要』 卷25・忠肅王後6年5月、『高麗史』 卷35・忠肅王世家・後6年5月庚戌。
- 147) 『元史』 卷39・順帝本紀によれば、この年は前半期だけでも、正月に広州で朱光卿が反して大金国を称し、2月には汝寧で棒胡が、広西では徭族が叛乱を起こした。4月には合州で韓法師が南朝趙王を自称し、惠州では上記の朱光卿に呼応する叛乱が起こり、5月には西番（チベット）で叛乱が起こるといふ有様であった。またこうした社会不安の背景として各地の自然災害と飢饉も深刻であったという。
- 148) 『高麗史』 卷35・忠肅王世家・後6年5月庚戌、戊午、『高麗史節要』 卷25・忠肅王後6年5月、『稼亭集』 卷10・謝復弓兵馬匹表。
- 149) 『元史』 卷39・順帝本紀・後至元3年8月癸未、『高麗史』 卷35・忠肅王世家・後6年12月癸酉。なお後至元5年（1339）にも漢人・南人・高麗人を対象に武器所持禁止令が出されたが（『元史』 卷40・順帝本紀・後至元5年4月己酉）、高麗政府の対応は確認できない。あるいは対象外だったのであろうか。
- 150) 奥村1979。
- 151) 『稼亭集』 卷10・八閩齋疏。
- 152) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・4年3月戊戌。
- 153) 『高麗史』 卷104・金方慶伝。
- 154) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・4年6月戊寅。
- 155) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・6年3月戊辰。
- 156) 『元高麗紀事』 大徳3年正月10日。
- 157) 『高麗史』 卷32・忠烈王世家・27年4月己丑。
- 158) 『高麗史』 卷72・輿服志・儀衛・法駕衛仗・忠烈王27年5月、同・冠服・視朝之服・忠烈王27年5月。
- 159) 『高麗史』 卷32・忠烈王世家・30年2月丙申。
- 160) 『高麗史』 卷67・礼志・嘉礼・王太子節日受宮官賀并会儀・忠烈王33年6月丙午。
- 161) 『高麗史』 卷27・元宗世家・13年2月己亥。
- 162) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元宗15年12月丁巳。

- 163) 『高麗史』 卷106・李承休伝。
- 164) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元宗15年10月辛酉。
- 165) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元宗15年12月丁巳。
- 166) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・元宗15年12月庚申。
- 167) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・4年2月丙子。
- 168) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・4年7月甲申。
- 169) 『高麗史』 卷34・忠肅王世家・2年正月戊午。
- 170) 『高麗史』 卷106・李承休伝附 李衍宗伝。
- 171) 『高麗史』 卷26・元宗世家・10年8月戊戌。
- 172) 『高麗史』 卷28・忠烈王世家・4年(1278)10月甲寅、己未。
- 173) 『高麗史』 卷29・忠烈王世家・5年(1279)正月戊辰。
- 174) 『高麗史』 卷31・忠烈王世家・25年(1299)4月辛亥。
- 175) 池内1963b: 14-16; 北村1964: 15-16。
- 176) 例えば1303年の石冑陰謀事件(『高麗史』 卷32・忠烈王世家・29年7月乙丑、同書卷125・呉潜伝附 石冑伝)、1347年の奇三万獄死事件(『高麗史』 卷37・忠穆王世家・3年10月甲午)、1352年の趙日新殺戮事件(『高麗史』 卷38・恭愍王世家・元年12月癸卯)などがあげられる。
- 177) 『稼亭集』 卷1・策問。
- 178) 『稼亭集』 卷9・送揭理問序。
- 179) 『稼亭集』 卷9・送揭理問序には、かかる元人省官の発言が、「何ぞ中朝の法、東国に行わざるや」と記録されている。
- 180) 高麗官人における元朝法と高麗法の相剋については金炯秀2001が論じている。
- 181) 李穡『牧隱集』 文蘖卷18・坡平尹公墓誌銘并序。
- 182) 海老沢1976: 50-51, 53-54、井谷1980: 122。なお1246・47年頃アルメニアに対して認められたとされる免税について、海老沢は関係史料の信憑性に疑問も呈し、その理由として、西アジアの他のモンゴル支配地で戸口調査にもとづく課税が実施されたのが1250年代である点と、モンゴル側が税収を簡単に手放すとはおもえないという点をあげている。しかし高麗がそうであるように、直接的な徴税でなくとも、間接的な貢納を通じて収奪することは可能であるし、現に課税が行われていない時点で将来にわたる免税を約束することも、一種の特恵授与として必ずしも不自然ではないとおもう。
- 183) 北川1975; 海老沢1976; 北川1976; 北川1977; 北川1978; 北川1979; 北川1997。
- 184) 井谷1980; 井谷1985; 本田1991; 井谷2002。
- 185) 高麗に対し課税が行われなかった理由には、さしあたり次の可能性が考えられる。①定期・不定期の貢納が十分な経済的負担とみなされた。②高麗王がモンゴル帝室の駙馬となったことで、その領民がモンゴル王侯の直属私隷民〔cf. 海老沢1966〕に準ずるものとして課税対象外になった。③軍事協力(対日防衛)をもって経済的負担に代替した。なお③については、14世紀前半にルーシ諸国に対するジョチ・ウルスの徴税方式が間接化——徴税官を廃してルーシ諸侯に委任——する背景に、新興のリトアニアに対する抑えとしてルーシ(特にモスクワ)を利用する狙いがあったという栗生沢猛夫〔2007: 79-80〕の推定も参考になる。

参考文献

- 安部健夫 1955『西ウイグル国史の研究』彙文堂書店
- 池内宏 1931『元寇の新研究』東洋文庫
- 池内宏 1963a「元の世祖と耽羅島」同著『満鮮史研究』中世第3冊、吉川弘文館
- 池内宏 1963b「高麗に駐在した元の達魯花赤について」同著『満鮮史研究』中世第3冊、吉川弘文館
- 井谷鋼造 1980「モンゴル侵入後のルーム——兄弟間のスルタン位争いをめぐって」『東洋史研究』第39巻第2号
- 井谷鋼造 1985「イルハン国とルーム」『イスラム世界』第23・24号
- 井谷鋼造 2002「トルコ民族の活動と西アジアのモンゴル支配時代」永田雄三編『新版世界各国史 9 西アジア史Ⅱ——イラン・トルコ』山川出版社
- 植松正 1993「元典章・通制条格——附 遼・金・西夏法」滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会
- 梅村坦 1977「13世紀ウイグリスタンの公権力」『東洋学報』第59巻第1・2号
- 海老沢哲雄 1966「元朝の封邑制度に関する一考察」『史潮』第95号
- 海老沢哲雄 1976「キリキア=アルメニア王国とモンゴル帝国」『埼玉大学紀要（教育学部・人文・社会科学）』第25巻
- 太田彌一郎 1993「元朝の駆良所生子令とその反響」『奥羽大学文学部紀要』第5号
- 大葉昇一 1999「元・明初の耽羅（済州島）」『昭和女子大学文化史研究』第3号
- 奥村周司 1979「高麗における八閩会的秩序と国際環境」『朝鮮史研究会論文集』第16集
- 乙坂智子 1997「元代「内附」序論——元朝の対外政策をめぐる課題と方法」『史境』第34号
- 加藤一郎 1981「モンゴル人によるルーシ支配の開始——キプチャク汗国の成立」『史潮』新10号
- 加藤一郎 1985「13世紀後半のキプチャク汗国とロシア——汗国史へのエチュード（1）」『文教大学教育学部紀要』第19集
- 加藤一郎 1988「14世紀前半のキプチャク汗国とロシア——汗国史へのエチュード（2）」『文教大学言語文化研究所紀要』第1号
- 加藤一郎 1989「14世紀後半のキプチャク汗国とロシア——汗国史へのエチュード（3）」『言語と文化』第2号
- 加藤一郎 1993「トフタムイシ汗とキプチャク汗国の解体——汗国史へのエチュード（4）」『文教大学教育学部紀要』第26集
- 北川誠一 1975「オルジタイ・ハトゥン降嫁の事情（一）——イル・ハン国のグルジア政策」『史朋』第2号
- 北川誠一 1976「オルジタイ・ハトゥン降嫁の事情（二）——イル・ハン国のグルジア政策」『史朋』第4号
- 北川誠一 1977「イル=ハン国の西南グルジア支配とサムツヘ——アタベギ領（サアタパゴ）の成立」『史朋』第7号
- 北川誠一 1978「モンゴル帝国の北西イラン支配とオルベリヤン家の台頭」『北海道大学文学部紀要』26ノ2
- 北川誠一 1979「モンゴル帝国とグルジア王国」『史朋』第10号

- 北川誠一 1997「モンゴル帝国のグルジア征服」『オリエント』第40巻第2号
- 北村秀人 1964「高麗に於ける征東行省について」『朝鮮学報』第32輯
- 北村秀人 1965「高麗末に於ける立省問題について」『北海道大学文学部紀要』14ノ1
- 栗生沢猛夫 2007『タタールのくびき——ロシア史におけるモンゴル支配の研究』東京大学出版会
- 佐口透 1943a「モンゴル人支配時代のウイグルスタン(上)」『史学雑誌』第54編第8号
- 佐口透 1943b「モンゴル人支配時代のウイグルスタン(下)」『史学雑誌』第54編第9号
- 杉山正明 1995『モンゴル帝国の興亡(下)——世界経営の時代』講談社
- 杉山正明 2004「モンゴル命令文研究導論——真定路元氏景開化寺聖旨碑の呈示をかねて」同著『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会
- 仁井田陞 1980「北方民族法と中国法との交渉(二)——元代刑法考」同著『補訂 中国法制史研究——刑法』東京大学出版会
- 本田実信 1991「ヘラートの Kult 政権」同著『モンゴル時代史研究』東京大学出版会
- 堀敏一 1993『中国と古代東アジア世界——中華的世界と諸民族』岩波書店
- 松井太 2002「モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度と徴税システム」平成12~13年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』(研究代表者:松田孝一)
- 松田孝一 1996「宋元軍制史上の探馬赤(タンマチ)問題」佐竹靖彦・斯波義信・梅原郁・植松正・近藤一成編『宋元時代史の基本問題』汲古書院
- 宮崎市定 1992「宋元時代の法制と裁判機構——元典章成立の時代的・社会的背景」同著『宮崎市定全集11——宋元』岩波書店
- 森平雅彦 1998a「駙馬高麗国王の成立——元朝における高麗王の地位についての予備的考察」『東洋学報』第79巻第4号
- 森平雅彦 1998b「高麗王位下の基礎的考察——大元ウルスの一分権勢力としての高麗王家」『朝鮮史研究会論文集』第36集
- 森平雅彦 2001「元朝ケシク制度と高麗王家——高麗・元関係における禿魯花の意義に関連して」『史学雑誌』第110編第2号
- 森平雅彦 2002「大元ウルスと高麗仏教——松広寺法旨出現の意義に寄せて」『内陸アジア史研究』第17号
- 森平雅彦 2004a「高麗における元の站赤——ルートの比定を中心に」『史淵』第141輯
- 森平雅彦 2004b「『賓王録』にみる至元十年の遣元高麗使」『東洋史研究』第63巻第2号
- 森平雅彦 2007「牒と咨のあいだ——高麗王と元中書省の往復文書」『史淵』第144輯
- 矢木毅 2006「高麗事元期における官品構造の変革」『東方学報(京都)』第79冊
- 姜好鮮 2000『14세기 前半期 麗・元 仏教交流와 臨濟宗』서울대학교 碩士論文
- 高柄翊 1970a「蒙古・高麗의 兄弟盟約의 性格」同著『東亞交渉史의 研究』서울대학교 出版部
- 高柄翊 1970b「麗代 征東行省의 研究」同著『東亞交渉史의 研究』서울대학교 出版部
- 高柄翊 1974「元과의 關係의 変遷」『한국사 7——武臣政權과 对蒙抗争』국사편찬위원회
- 高昌錫 1984「麗・元과 耽羅와의 關係」『濟州대학교 論文集』第17輯
- 高昌錫 1985「元代의 濟州島 牧場」『濟州史学』創刊号
- 高昌錫 1998「元高麗紀事」耽羅關係 記事의 檢討——13세기 耽羅와 元과의 關係『慶北史学』

第21輯

- 金九鎮 1989 「麗·元の領土紛争과 그 帰屬問題——元代에 있어서 高麗本土와 東寧府·雙城總管府·耽羅總管府의 分離政策을 중심으로」 『國史館論叢』 第7輯
- 김순자 1994 「원 간섭기 민의 동향」 14세기 고려사회 성격 연구반 『14세기 고려의 정치와 사회』 민음사
- 김순자 2006 「고려, 원의 영토정책, 인구정책 연구」 『역사와 현실』 제60호
- 金渭顯 2004 「元과의 人的交流考」 同著 『高麗時代 對外關係史 研究』 景仁文化社
- 金日宇 2000 『高麗時代耽羅史研究』 신서원
- 金炯秀 1996 「13世紀 後半 高麗의 奴婢辨正과 그 性格」 『慶北史學』 第19輯
- 金炯秀 2001 「원간섭기의 国俗論과 通制論」 韓國中世史學會編 『韓國中世社會의 諸問題』 韓國中世史學會
- 金惠苑 1989 「麗元王室通婚의 成立과 特徵——元公主出身王妃의 家系를 중심으로」 『梨大史苑』 第24·25合輯
- 김혜원 1994 「원 간섭기 立省論과 그 성격」 14세기 고려사회 성격 연구반 『14세기 고려의 정치와 사회』 민음사
- 김호동 2007 『몽골제국과 고려』 서울대학교출판부
- 노명호·박재우·오영선·윤경진·윤선태·최연식·이종서 2000 『韓國古代中世古文書研究』 上·下, 서울대학교출판부
- 박종기 1994 「14세기의 고려사회——원간섭기의 이해문제」 14세기 고려사회 성격 연구반 『14세기 고려의 정치와 사회』 민음사
- 박종진 2000 『고려시기 재정운영과 조세제도』 서울대학교출판부
- 方東仁 1990 「麗·元關係의 再檢討——雙城總管府와 東寧府를 중심으로」 『國史館論叢』 第17輯
- 方東仁 1997a 「東寧府 置廢小考」 同著 『韓國의 國境画定研究』 一潮閣
- 方東仁 1997b 「雙城總管府 置廢考」 同著 『韓國의 國境画定研究』 一潮閣
- 沈載錫 2002 『高麗國王冊封研究』 혜안
- 梁元錫 1956 「麗末의 流民問題——特히 尙蒙關係를 中心으로」 『李丙燾博士華甲紀念論叢』 一潮閣
- 이익주 1994 「충선왕 즉위년 (1298) 관계개편의 성격」 14세기 고려사회 성격 연구반 『14세기 고려의 정치와 사회』 민음사
- 李益柱 1996a 『高麗·元關係의 構造와 高麗後期 政治体制』 서울대학교博士論文
- 李益柱 1996b 「高麗·元關係의 構造에 대한 研究——소위 ‘世祖旧制’ 의 분석을 중심으로」 『韓國史論』 36 (서울대)
- 이정신 2004 「동녕부와 고려의 대외관계」 同著 『고려시대의 정치변동과 대외관계』 景仁文化社
- 張東翼 1994 『高麗後期外交史研究』 一潮閣
- 周采赫 1989 「몽골—고려사 연구의 재검토——몽골—고려사의 성격 문제」 『國史館論叢』 第8輯
- 喜蕾 2003 『元代高麗貢女制度研究』 民族出版社
- 蕭啓慶 1983 「元麗關係中的王室婚姻与強權政治」 同著 『元代史新探』 新文豐出版公司
- Allsen, T. T. 1983 *The Yüan Dynasty and the Uighurs of Turfan in the 13th Century, China among Equals: The Middle Kingdom and Its Neighbors, 10th–14th Centuries*, Edited by Morris

『北東アジア研究』別冊第1号(2008年3月)

Rossabi, University of California Press.

Allsen, T. T. 1987 *Mongol Imperialism: The Policies of the Grand Qan Möngke in China, Russia, and the Islamic Lands, 1251–1259*, University of California Press.

Hambis, L. 1957 Notes sur l'histoire de Corée à l'époque mongole, *T'oung Pao* XLV.

(MORIHIRA Masahiko)